

教育厚生委員会会議録

日時 平成23年10月4日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時18分

場所 恩賜林記念館 特別会議室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 塩澤 浩
委員 皆川 巖 棚本 邦由 山田 一功 丹澤 和平 永井 学
飯島 修 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男
福祉保健部次長 市川 由美 福祉保健部参事 山本 裕位
福祉保健総務課長 鈴木 治喜 監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 布施 智樹
国保援護課長 中澤 卓夫 児童家庭課長 横森 梨枝子 障害福祉課長 篠原 昭彦
医務課長 吉原 美幸 衛生薬務課長 渡邊 伊正 健康増進課長 大澤 英司

教育委員長 久保嶋 正子 教育長 瀧田 武彦 教育次長 小林 明
次長 八木 正敏 総務課長 広瀬 正三 福利給与課長 堀内 正基
学校施設課長 望月 和俊 義務教育課長 堀之内 睦男 高校教育課長 長田 正樹
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 上笹 純夫
新図書館建設室長 渡辺 恭男 スポーツ健康課長 一瀬 文昭
学術文化財課長 高橋 一郎

議題 (付託案件)

- 第77号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第81号 山梨県医師修学資金貸与条例中改正の件
- 第83号 山梨県教育委員会職員等定数条例中改正の件
- 第84号 山梨県立図書館設置条例改正の件
- 第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの
- 第92号 動産購入の件
- 第93号 動産購入の件
- 第94号 動産購入の件
- 第95号 動産購入の件
- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
- 請願第23-4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に関する意見書提出を求めることについて
- 請願第23-12号 特定疾患医療給付申請手続き簡素化に関することについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

したりとか、あとは執務環境だとか、給与だとかといった見直しもして、さまざまな取り組みをされている状況にあると伺っておりますし、承知をしております。

そういう中で、やっぱりマッチングを高くすることが確保に繋がるということをおっしゃっていて、今回の条例改正は、マッチングを高めるための改正で、卒業してすぐ臨床研修医になるときに、貸与生は県内で研修をしてくださいとの内容ですので、委員のおっしゃられることが、今回の条例改正で改善されると私どもは考えております。

出身者の確保でも、山梨大学などと協力をして、地域枠で30名の県内出身者、さらには県外出身者の5人で、35人の確保をしているところでございます。そういった学生は、今、4年生になっておりますので、あと数年後には、県内の病院へ勤務することは十分見込めると考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(障害者虐待防止対策事業費について)

棚本委員 私は福3ページの障害福祉諸費の関係で、障害者虐待防止対策事業費について何点かお伺いをしたいと思います。

ただいま、平成24年10月の円滑な施行に向けてということでお話がございました。今、この予算を聞いておまして、私自身、児童虐待とか、あるいは高齢者の問題については多少の認識があるし、今までも議会の中で取り組んできましたが、改めてはっとしたのが、障害者への虐待防止は、自分自身も認識がなかったなと思いました。

そこで、平成24年10月の円滑施行に向けてということでございますが、私自身はそういう認識であります。県の認識と県が把握しておられる障害者の虐待についての現況、これをまずお伺いをいたします。

篠原障害福祉課長 障害者虐待防止に係る本県におきます現状でございますが、障害者権利擁護事業という事業を行っております。これは、福祉プラザの中にごございます社会参加推進センターに委託して、障害者の方々の権利擁護に関する、いろいろな事案に対しての相談に応じたり、必要な措置をとっている事業でございます。

年間200件から300件程度の相談が持ち込まれておりますが、その中で、体罰、虐待という項目がございます。平成20年度から平成22年度までの3カ年、この項目に係ったものは2件ございました。ただし、その2件も、障害者のおいでのなる家庭の御両親のDVの関係といったような、直接、障害者御本人に係るような問題ではございませんでした。

この状況から見ますと、虐待の事案そのものを現在把握しているものはございません。

県の認識でございますが、そういう状況にあるとはいえ、全国的にも虐待にまつわる事件が起きております。こういうことがないように手だてを講ずる必要がある。これが現在の私どもの認識でございます。

棚本委員

今、課長のお話で、県の認識についても、それから取り組み状況についても把握をいたしました。

ないにこしたことはないという表現は変ですが、本当にあつては困ることですから、この数字が少ないから取り組みがなかったんじゃないかとの思いもございませんし。ただ、改めて、施行に向けたさまざまな把握方法により、また新たな数字が発覚するのかもしれない。

あまり他府県の状況を聞くのは好きではありませんが、他県の状況はいかがでしょうか。

篠原障害福祉課長

障害者の虐待防止につきましては、本年6月に、国が障害者虐待防止法を制定したこともありまして、国庫補助事業を使って、連絡調整するための機関の設置であるとか、啓発事業であるとか、また必要な人材を育成するための研修活動であるとか、こういった事業を展開している都道府県がふえております。

最近の状況は、国の事業を使っている都道府県が36都道府県にふえている。そういう状況でございます。

棚本委員

36。私の想像より多いなと思いました。

もう一つ、県も大きな役割を果たすわけではありますが、やはり児童虐待を見ても、市町村の家庭児童相談室を初め、発見から、さまざまな意味で虐待防止には、市町村が大きな役割を果たしているという認識がございます。

そこで、ほかの児童虐待等々から考えてみて、今回の障害者の虐待に対して、市町村の役割というのは、どういう想定をされているか、あるいは認識を持たれているか、そこを1点お伺いいたします。

篠原障害福祉課長

市町村の役割につきましては、先行している児童虐待、高齢者虐待で制度化されておりますように、市町村が、このかなめになっています。

ただ、児童虐待あるいは高齢者虐待の制度以上に今回、障害者の虐待におきましては、市町村に、その中心となる市町村障害者虐待防止センターというセンター機能を整備することが法律で定められています。ここを中心に、センターで通報を受け、それから必要な手だてを講じ、ものによって都道府県、あるいは労働関係でございますと労働局といった関係機関と連絡調整を図る。そういう重要な機能を果たすのがセンターでございます。

棚本委員

いろいろお聞きしました。最後の質問になりますが、ただいま課長からセンター機能という話が出ました。若干、センターの機能についても踏み込んで御説明をいただいたわけではありますが、やはり市町村の役割が一番重要なんだという御認識のもとで、センターを置くんだということではありますが、あと少し。

センター機能は、どういう陣容で、どういう役割を果たすのか、ここだけお聞きをしたいと思えます。

篠原障害福祉課長

市町村に設置するとされております障害者虐待防止センターにつきましては、法律で、こういう機能を発揮しようというのが列記されております。

ただ、具体的な中身につきましては、お願いをしております補正予算で設置いたします障害者虐待防止推進委員会で議論を尽くし、さらに学習会や説明会を通じて市町村に働きかけをいたし、また市町村と協調しながら準備に当たっていきたくて考えております。

センター機能ですので、人の要素はございますが、ハードの整備は、現在のと

ころは考えておりません。

以上でございます。

棚本委員

いろいろ聞きました。こんなにしつこいようにお聞きしたのは、やはり私の認識もそうでありましたが、改めて障害者虐待ということも真剣に、県行政としても、市町村行政としても取り組まなければならない課題だと思いますし、ここで補正予算を組んで推進委員会もスタートさせる。やはり物事、スタートが一番肝心だと思います。スタートでセンターも、市町村の役割も、これに対しての県のリーダーシップも発揮すれば、必ずやいいスタートが切れると思いますし、後につながっていくと思います。そういう観点からお聞きしました。

ぜひ、このスタートを機に、名実ともに実効性のある虐待防止事業が取り組まれるように切望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(地域医療臨床研修推進事業費について)

丹澤委員

福の5ページ、医務課の地域医療臨床研修推進事業費についてお尋ねをいたします。

医師不足というのは、日本じゅうどこでも、ひどい状態で、山梨県は特に10万人当たりの人口に対して医師が非常に不足しているということは、もう皆さん重々承知していると。

そういう中で、私どもの地元でも、全く医師が確保できない。今までは一県一医科大学ということで、地元の公立病院の医師を賄ってもらえるという趣旨でつくられた医科大学が、先ほどのお話を聞きますと、山梨大学は、わずか16人。60人も定員枠を持っていながら16人しか集まらない。この魅力のなさ。片や県立病院は、12人の枠に30人以上の人が集まった。泣く泣く18人を切った。その魅力の違いはどこか。

それは、もう既に私が再三言っているように、すぐれた指導医がいること。優秀な研修プログラムがあること。そして、多様な患者さんが集まること。最新の施設があること。これが研修病院を選ぶ要因だと。給料や場所は関係ないと言っています。

その証拠として、千葉県旭病院なんて、銚子の外れみたいなところにある。鴨川にあるのは亀田病院。東京から非常に遠いところにあっても人が集まってくるということですから、そういうシステムさえしっかりしていればできるということですけども、私は今回、このシステムをつくるということは大変いいことだと思っています。

そこで、この財源は何なんでしょうか。

吉原医務課長

今回の臨床研修プログラムへの支援につきましては、現在、国のほうに提案をしておりますが、新しい国の地域医療再生基金、交付金ですね。これを財源として県が基金をつくり、それをもってプログラム作成に支援をする。ということで、国の地域医療再生基金が財源になっています。

丹澤委員

そうすると、この臨床指定病院を核としていますけれども、どことどこの病院を核とするんですか。

吉原医務課長

具体的な組み合わせにつきましては、予算の御議決をいただいた後、作業に入ることとなりますが、現在、富士・東部のほうでも地域医療再生計画を昨年から進めておまして、富士・東部では、そこにある5つの病院群で、プログラムをつくらうという計画がありますので、今回は、国中にあります、いわゆる臨床研

修病院を核としたプログラムをつくりたいと考えています。国中ですので、山梨大学、県立中央病院、市立甲府、それから甲府共立ですね。こういったところが臨床研修病院になっております。

具体的には、山梨大学、それから県立中央病院は今、それぞれ単独でプログラムを持たれており、それ以外の病院は格差がありますので、地域の民間病院、あるいは公立病院が加わって、病院ごとにプログラムを策定していくということを考えています。

丹澤委員 そうすると、郡内は既にあるから、国中へということで、国中が2つですか、この核になるところは。幾つ想定していますか。

吉原医務課長 今、一応、2つぐらいのプログラムをと考えています。

丹澤委員 国中とすれば、甲府市立、それから甲府共立ですね。この研修医の枠は、非常にわずかだと思いますけれども、多いところが、たしか私の記憶では、山梨大学が60、県立中央病院が12、あとは甲府市立が2か3、甲府共立が7か8程度ですよ。仮に、甲府を中心にする研修病院群をつくるにしても、わずかに2つしかないわけですよ。それで、この地域の医療を賄っていただくような研修医ができていくのか。それとも、もっと、この枠をふやしていくんですか。

吉原医務課長 具体的には、これからプログラムをつくって、国のほうへも届け出をして、募集をしてということになりますと、あと2年かかると思います。その中で、どの程度確保できるか、定員をどう確保していくかということになるかと思いますが、多分、今、委員がおっしゃったような、具体の状況の中で、いきなり10とか20の枠をつくっても、なかなか難しいかと思しますので、実績を上げながら数もふやしていくことになろうかと思します。

丹澤委員 研修プログラムを幾つかの病院群でつくるというのは、千葉県の東金病院ですね。ここの院長さんが長い間、提唱してしまして。今のお医者さんは、1人のお医者さんで1人の患者を診切れない。つまり、専門化してしまっている。呼吸器内科とか、循環器内科とか、専門専門がありますから、高齢者の患者さんというのは、たくさん病気を持ってきます。そうすると、1人の患者を診るのに数人のお医者さんでなければ診れない。それも医師不足の原因の1つになっているということになっています。

そうすると、地域に合ったお医者さんを育てるというシステムが、大学とは違ったシステムをやらないとできないわけですよ。そこで、この病院群みたいなのをつくって、すべての内科が診れるような、総合内科とか、東金病院の院長先生が、言っていますけれども、そういう医師を育てていくプログラムがないと、医師不足って解消しないんだと。地域が望む医者ってできないんだと。

だから、私は、この臨床研修病院を病院群でつくるということは賛成なんです。どういう趣旨でこれをしていくのか。私は、受け入れ先に甲府市立病院群の研修医を選びました。市立病院で受けられる研修はこれ、市川三郷町立で受けられるのはこれというふうに、それぞれが特徴を持っていないと、研修医も集まってこないわけですよ。ところが、そういう根っこの部分をちゃんとしていかないと、960万円のお金を出して、プログラムをつくったって、魅力あるプログラムをつくれなきゃ研修医は集まってこないんですよ。

そういうものを成功している県があるんです。北海道なんか、江別市ですか、あそこなんか成功していますし、この近くじゃ、千葉にも、東京にも、そうい

うところがあるわけですから、そういうものもよく県も調査されて、ぜひ、これが成果を上げるようなものにしていただきたいと思います。

だから、研修病院群にプログラム作成をすべて任せるのか、また、いつ、このプログラムは、つくられるんですか。

吉原医務課長

主体的には参加する病院、今、実はお話があるところが幾つかありますので、検討いただければ、具体的な検討にすぐ入れると考えています。当然、県も、この検討には加わらせていただきまして、今おっしゃったような先進例が幾つもありますので、県でも、そういったところを見に行ったりとか、情報を集めたり、あるいはプログラムをつくったときには、県としても、ホームページですとか、そういったものを立ち上げたりして、広報活動の支援をさせていただきたいと思います。このように、県も一緒に加わって検討させていただきたいと思います。

基本的には、やはりプログラムの作成に1年間ぐらいはかかると考えておきまして、その後、国のほうへの届け出なども必要になりますので、募集は平成25年度の4月採用からになるかと思っています。

丹澤委員

この医療再生交付金を使う方法で、1つ、ぜひお願いをしたいことは、千葉の東金病院の院長が発案して、千葉県がやっている指導医の従事手当というのがありますね。指導医って、今までボランティアで教えてやっていた。自分が診療しながら研修医の面倒を見るわけですから、本当に大変。そういう人がたくさん来ることは、病院にとっても、本当はマイナス。戦力になるのは2年後、あるいは4年後になってしまうわけですから。でも、それを一生懸命やって、その病院へ残ってもらいたいという思いで、あるいは、その地域に行ってもらいたいという思いでやっている。

こういう人に、千葉県では、指導医の業務手当というのを1日4,500円、この基金を利用し、活用して、出している。年間、大体150万円ぐらいになるそうです。この医師にしてみれば、150万円、大した金額じゃないかもしれませんが。自分が指導医をしているという称号が与えられ、なおかつ手当としてこの150万円が認められている。これが、その人にとって大変励みになっているということのようなんです。

ぜひ、そういうものもあわせて、予算化して、山梨県の指導医がふえるような形にさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

吉原医務課長

委員に今いろいろアドバイスいただいたことを、今後の検討の参考にさせていただいて、いいプログラムができるようにしたいと思います。また、指導医を確保し、その指導医を頼ってくる研修生を確保できるような形に進めていきたいと思っています。

(甲府地域医療センター(仮称)整備事業費について)

皆川委員

1点だけ、福の5のマル新の甲府地域医療センター(仮称)整備事業費のところ。この場所は、旧市立甲府病院の建物ということですね。これは、あのかい建物を全面的に改修するということ？

吉原医務課長

甲府市の計画では、今のところは、耐震化ができていない建物のため、小児と一般の救急センター、甲府市医師会の健康診断、歯科医師会等も入っていますが、1階しか使えていません。そのため、建物をつぶして、北側のあいているところへ建て直すと同っています。

皆川委員 だとしたら、よくわからないけれど、土壌調査というの、こんなに安いものなの？ 補助率2分の1だと全部で25万円ということ？

吉原医務課長 今回お願いしている土壌調査ですが、実は、そもそも、なぜ土壌調査をするかといいますと、あそこは市立甲府病院の跡地ですが、当時、病院では、鉛でできた重油タンクを地下に埋めておりました。鉛というのは、土壌汚染法の中では有害物質になっておりますので、その土壌を工事のために掘り起こしたりするときは、土壌調査をしなければならない義務になっております。そのために、甲府市のほうで土壌調査をするということでございまして、今回、全体では80万円ほどかかりますが、先ほどちょっとお話ししましたように、今回、建て直す建物は、小児のセンターと一般の救急センター、それから甲府市の医師会の部分、あるいは歯科医師会の事務所だとか、いろいろなものが入っております。今回、県で支援する部分は、一般の救急センターの部分です。ここの部分を2分の1、県が見ましようということで、面積案分して、そのうち2分の1を見る積算をしますと、この金額になるということでございます。

皆川委員 じゃ、特別、鉛のタンクがあったから、こういう土壌調査をやることになって、これがなければ、あえてやる必要はなかったということ？

吉原医務課長 そういうことでございます。

皆川委員 わかりました。いいです。

(放射線治療設備整備事業費について)

飯島委員 1点だけお願いします。福の4の3番目の丸の地域医療再生臨時特例基金事業費の中のマル新、放射線治療設備整備事業費。先ほど課長の御説明で、リニアック棟の建設とリニアックの購入ということをしたかおっしゃったと思います。もう一度確認で、リニアック棟の建設と、それから整備ということで、リニアックも購入という理解でいいんですか。

吉原医務課長 そうです。今年度、今回お願いしている部分では、建物を建てまして、来年度、建物を建てたところで機器を整備する計画になっています。

飯島委員 そうしますと、リニアックは2台目ということになるんですかね。その新しくする目的というか、使い分けというか、どういうふうに考えているんでしょうか。

吉原医務課長 委員おっしゃるとおり、今、1台、大学病院にはリニアックが整備されておりますが、大分、導入されてから経過しているので、実は、ちょっと故障もあつたりして、使えない時期もあつたりするようです。今回の計画では、1台を更新して、さらに1台追加するというので、新しいものを2台入れる計画です。2台入れるためには、今の建物では足りないの、建物も建て直すということでございます。

やはり1台ですと、今、大学に来られている患者さん、かなり診療、治療を待つ期間が長いので、そういったこと等をなくすために、もう1台ふやすということでございます。

飯島委員 それによって質の高い医療が実施されるというのは、本当に住民サービスにとってプラスなので、いいと思いますが、その台数がふえることによって、取り扱

う技師とか、そういうマンパワーの体制というのを、また考えるんですけど、それは大丈夫でしょうか。

吉原医務課長 体制としては、今の大学病院の中で確保されていると伺っています。

飯島委員 わかりました。これで終わりますが、引き続き積極的な体制の強化のためにお願ひしたいと思います。以上です。

(地域医療臨床研修推進事業費について)

山田委員 先ほどの条例と、やはり表裏一体なことで、丹澤委員と重複するところもあるんですが、福の5の地域医療臨床研修推進事業費、960万円です。つい最近、三重県が、この病院群をつくって、希望をとって、第1希望がだめだった場合、第2希望、第3希望と行っているようです。先ほどの丹澤委員の話の中にありましたように、県立中央病院の第1希望がだめでも、第2希望を山梨大学にすることによって、最終的に山梨県内を選んでいけるということにもなります。医学部生は、圧倒的な症例数を見て、プログラムを1つ選ぶ基準にしているようですので、ぜひ、そういう方向のプログラムにしていいただければ、山梨県内ではとどめ置くことができると考えますが、いかがでしょうか。

吉原医務課長 委員方の御助言を参考にさせていただいて、いいプログラムになるように取り組まさせていただきたいと思います。

(医師確保対策事業費について)

山田委員 同じ関連ですが、福の4の医師確保対策事業費の救急医の手当についてです。新米の臨床医は、救急当番で1週間に一回ぐらい夜勤があるわけですし、そういう意味からすると、手当も非常に、奨学金を返す、あるいは返さなくてもいいということに、報酬が若干影響していると聞いております。そういう意味からすると、この救急手当の今回の補正の258万円は、逆に私は、この時期の補正としては、ちょっと少ないように思うんですが、その点をお聞かせください。

吉原医務課長 この救急勤務医手当につきましては、国の国庫補助事業でございまして、既に救急をやっております36の救急告示病院のうち、18医療機関のほうで勤務手当を支給しております。基本的には、国が3分の1、県が3分の1、病院が3分の1負担をしなければならないので、負担ができる病院が18病院となります。この18病院については、当初予算のほうで既に計上させていただいておりますので、5月から山梨大学のほうで二次救急をされるので、今回、特別に山梨大学だけをお願いしたということでございます。

山田委員 ありがとうございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第92号 動産購入の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-12号 特定疾患医療給付申請手続き簡素化に関することについて

意見 (「採択」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第23-4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に関する意見書提出を求めることについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(国の交付金を活用して造成した基金について)

安本委員 2点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

1つは、国の交付金を活用して造成した基金についてです。国の臨時特例交付金等で県が造成した基金が、たくさんあります。財政課のほうから基金一覧の資料をいただきましたけれども、現在、県で17の基金が造成されておりまして、そのうち福祉保健部関係で11ございました。その中で、なおかつ終了年度が平成23年度の基金、本年度で終了とされているものが7つありまして、これらの中には、一定の期間でハードの整備等を進め、その事業を完了するとか、役目を全うするものもありますけれども、単発ではなくて継続して実施してほしいとか、実施する必要が絶対あると思っている基金もたくさんあります。

その中で、2つの基金についてお伺いをしたいと思います。子宮頸がん等のワクチンの接種緊急促進臨時特例基金、それから妊婦健康診査支援基金、2つとも県民の皆さんにとっては、安心して生活できる、安心して出産できるということで大変喜ばれて制度が始まっておりますけれども、県民の皆さんは、こういうものが基金で造成されていて、そして今年度で終わりにになると、その後どうなるのかということについては、あまり伝わっていないような気がいたします。

そこで、まず子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進臨時特例基金ですけれども、これは御承知のように、子宮頸がん、HPV、それからヒブ、小児用の肺炎球菌、3種のワクチンを国が2分の1、市町村が2分の1。県も事務費を出していますけれども、公費のカバー率9割ということで実施できているというものです。本

当に継続しなければいけない制度だと思うんですけども、一部報道で、国のほうでは、基金ではなくて恒久法にしたいとも聞こえてきておりますけれども、現段階で、まず、国の動きはどうなっているのか、お伺いをします。

大澤健康増進課長 委員御指摘のありました子宮頸がん予防ワクチン、それからヒブワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチンについては大変重要なワクチンということで、国の厚生労働省の予防接種部会におきましても、これらは予防接種法上の定期接種の方向を前提に検討すべきだという御意見があり、その方向で検討されているところでもあります。

ただ、一方で、このワクチンについては、昨年、平成22年11月から、国の基金という形で全国的に接種がされているところでありまして、予防接種法におきます定期接種化に移行するまでの間、これらのワクチンが円滑に実施できるように対応していくべきだということを、先般の予防接種部会で審議しているような状況でございます。

安本委員 それから、先ほど申し上げましたもう一つ、妊婦健康診査の支援基金、これについては、必要な妊婦検診14回分が公費助成によるということでありまして、こちらについての国の状況はいかがでしょうか。

大澤健康増進課長 これにつきましても、妊婦の健康診査は、安全なお産の観点から大変重要でございます。これらについては、子育ての総合的な対応ということで、平成25年度を目途として子ども・子育て新システムというような新しいシステムが検討されて、その中の1つのメニューとして、妊婦への健康診査に関する費用も検討されているような状況であります。

安本委員 それぞれ国のほうでも、基金とは別にしても実現できるように検討されているということですが、県のほうからも、議会を通じて、窓口となって市町村も含めて、国に継続できるように、要望していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

大澤健康増進課長 委員御指摘のとおり、妊婦検診、ワクチンの事業、大変、健康の面から非常に重要な事業でございます。実施主体であります市町村が円滑に事業を継続できるように山梨県の要望としてまいりたいと考えております。

(小児がん対策について)

安本委員 毎年5月と11月ですか、国の来年度予算に対する県の要望意見で出されていると思うんですけども、去年は子宮頸がんの予防ワクチンの国費助成というような項目が重点項目に載っていたと思います。ぜひ、またことしの11月、県からの要望事項として、県、市長会、町村会等の共通要望事項として、しっかりと重点項目の中に入れていただければと思いますので、よろしくお願ひします。答弁は結構です。

それからもう1点、がん対策の中で、小児がん対策についてお伺いをしたいと思ひます。県議会では今、県のがん対策推進条例(仮称)案の検討協議が進んでおりまして、先月の9月13日には県のがん対策推進協議会の星会長さんに来ていただきまして、貴重な御意見をいただき、これで、ほぼ条例の項目案は固まったのかなと感じております。山梨県独自のものとして、本県の実情から、肝がんについて項目に入れるとか、私も、がん教育について、ぜひ入れてほしいと要望させていただきましてけれども、国のほうにおいても来年度、平成24年の春

を目指して、がん対策の推進基本計画の見直しが進んでいると承知をしています。厚生労働省のパブコメが、早ければ年明けにも提示されるので、案が出てくるんだという、そういうスケジュールだと思います。その中で1点、資料をいろいろ見てまして、専門委員会で小児がんに対する検討がなされています。小児がんについては、罹患率ってあんまり高くないというか、数字的には上がってきていないと承知をしているんですけども、本県の小児がんの状況がわかりましたら教えていただきたいと思います。

大澤健康増進課長 小児がん、14歳以下の悪性腫瘍の発生及び死亡ということで、死亡が年間1件、発生は、がん登録による数字が年間10件となっております。

安本委員 今伺ったとおり、あまり罹患率はないと私も思っていたんですけども、小児がんについて、今、がん対策推進条例、全国で15、6番目ぐらいですね。大阪府が15番目で、その条例で小児がん対策が書かれています。国においても小児がん対策を検討しているということで、罹患率はそんなに高くないのに対策が求められていると。どうしてなのかなと思ったわけですけども、大澤課長さんは厚労省から来られていて、こういったがん対策についても、今までいろんなこともやられてきている中で、普通の成人のがんと、この小児がんとの違いというんですか、対策が必要な理由というのを、御存じでしたら教えていただきたいと思います。

大澤健康増進課長 国におきまして、がん対策推進協議会のもとに小児がん対策の専門委員会が設置された経緯について、少し御説明させていただければと思います。先ほど委員から御指摘がありましたように、平成24年度から第2期の国のがん対策の基本計画がスタートするというので、計画をつくるに当たりまして、昨年12月、国のがん対策推進協議会のもとに小児がんをテーマとした専門委員会が設置されたところでございます。

小児がん、発生件数は少ないところではありますが、非常に若くしてがんが発生するというのでありまして、その発生原因等を考えることも大変重要でありますし、また一方で、数が少ない中で、専門的な医療の対応等をしていく必要があるということで、医療を行う集約化というところも議論となっているようでございます。

また、子どもの時代に治療を受けた影響が、場合によっては成人にまで及んでくることも考えられますので、長期の対策といったところも必要でございますし、就学とか就職といったような支援、また、そういう子どもの発達等に応じた特性があるなど、いろいろ、そういった観点から議論がされているような状況でございます。

以上でございます。

安本委員 よくわかりました。大阪の条例項目を見てみると、小児がん対策の充実という中に、小児がんの実態把握の強化という項目もありまして、山梨県でも注目していかなければいけないかなと思っています。罹患数としてきちんと出てきているのかどうかということも、ちょっと思うところがあるんですけども、山梨県は、子どもの病院というようなものもありませんし、また今、小児科の医師不足というようなこともあるわけですけども、ぜひ国の動向等も注意していただいて、県内の状況も注意していただいて、必要な対応が打っていけるようお願いをしたいと思います。答弁をお願いします。

大澤健康増進課長 今、委員から御指摘ありましたように、国のがん対策推進協議会におきます議論の動向などを踏まえながら、また小児がんの発生状況につきましては、地域がん登録の中で、特に子どもさんが、こういった種類のがん、こういった部位のがんが発生しているのかといったところも、きちっと分析をしてみたいと考えております。

(子宮頸がん予防ワクチンについて)

飯島委員 今の安本議員に関連というか、私も同じような質問をさせていただきますけど、子宮頸がんのワクチンの助成を引き続きやっていただきたいと私からも要望したいと思います。今、日本全国でも普及しているんですが、山梨県は全国に先駆けてやって、ワクチン不足という情報も少しあるんですけども、ワクチン不足に関して、本県の状況をお知らせいただきたいと思います。

大澤健康増進課長 ことし春ごろから夏ごろにかけては、ワクチンの供給等がかなり差し迫った状況で、少し初回接種を見合わせるようにということもありましたが、メーカー等の努力もあり、これも改善をされまして、通常に接種できるようになりました。また9月半ばからは、もう1社の製品も使って、今、2社体制の供給となっているということでございます。

飯島委員 専門外なんですけど、ヒトパピローマウイルスに感染、16型、18型に注意するというか、それを撲滅するという事なんでしょうけれども、新型ワクチン、4価とかガーダシル、そんなものも本県では使っているという理解でもいいでしょうか。

大澤健康増進課長 今、御指摘のありましたガーダシル、4価のワクチンについても、厚生労働省の認可を受け、9月15日から公費の対象という形で対応できるようになってございます。

飯島委員 ワクチン不足も大したことがないということで安心しました。

あと、せっかく予防接種率も日本で一、二番ぐらい高いという実績がありますから、さらに接種率を上げるために、よく集団接種化というのがずっと言われているんですけども、それに関して現状は、どう思われているか、教えてください。

大澤健康増進課長 子宮頸がん予防ワクチンについては一人一人、保護者も含めて、このワクチンの特性ですとか有効性を十分に検討していただいて、それを理解していただいた上で接種するという形です。今、基本的には個別の医療機関に委託をして、個別接種という形で進めている状況であります。

(がん対策における医科歯科連携について)

飯島委員 今、現状も低いわけでないので、いろんなデリケートな問題があるので、今すぐ集団接種化の導入も難しいかもしれませんが、効率化ということの中で、また検討していただければと思います。

あと、昨日、がん対策協議会の星会長がやめられて、新規に県立中央病院の院長である山下晴夫先生とお会いする機会がありました。そのときに、今、歯といいますか、口腔治療ですね。放射線治療をすると口の中が渇いたり口内炎ができちゃうという。それから、虫歯の影響から、がんの治療にもあまりいい影響がないということで、がん治療と口腔ケアの重要性というのが非常に言われていまし

て、山下先生も、そんな認識でいらっしやったんですけれども、当局としては、それについて、どのようにお考えで、どんなふう施策に反映するのか。今の時点で、もしあれば、お伺いしたいと思います。

大澤健康増進課長 今、委員から御指摘のありました、特にがんの治療の場合、適切な口腔ケアを行いますと、手術後の合併症ですとか、治療に伴う合併症、また治療成績の向上、がん医療の質の向上につながるということで、国のモデルとして国立がん研究センターと日本歯科医師会の間で、そういうがんに関する医科歯科連携が進んでいます。本県におきます歯科医師の方も、そういう研修を受けた方がいらっしやるようで、今、県立中央病院と歯科医師会のほうで、そういう連携を進めていきたいと思いますという動きもあると承知しております。そういったところに、支援等をしていければと思っております。

(重度心身障害者医療費助成の窓口無料化について)

飯島委員

ありがとうございます。この問題も新しく重要な問題と認識していますので、ぜひ、全国に先駆けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、重度心身障害者医療費助成の窓口無料化について。これも本会議で一般質問させていただいた中で、知事から、行政アドバイザー会議での結果を受けて、助成制度の廃止はないけれども、制度への1つの考え方と受けとめるということなのですが、私としては、やはり窓口無料化を推進していただきたいと思います。この件に関して再度、県としてはどんなふう受けとめるか、もう一度お伺いしたいと思います。

篠原障害福祉課長

重度心身障害者の医療費助成制度につきましては、39年にわたって制度の拡充を重ねてまいり、平成20年3月から窓口無料化を実施したところでございます。

この制度は、重度の障害者の方が健康で、かつ安心して暮らすことができるように医療の面から支援をするという趣旨の制度でございます。当然のことですが、これによって多くの障害者の方が安心して生活を維持できる状態が確保されていると、このように認識をしております。

ただ一方、それにまつわるいろいろな課題もございます。そういうものも踏まえながら、この制度が安定して、かつ持続可能なものになるように、いろいろな要素を踏まえながら、不断の検討を今後とも続けていきたいと、このように考えております。

飯島委員

ほかの対象の医療で、乳幼児などの窓口無料制度というのもあると思いますが、重度心身障害者の方においては、本会議で木村先生も関連質問されたように、家族の方の負担もとてもありますし、そういった面では、ほかの窓口無料制度とは、ぜひ別の観点でとらえていただきたいと思いますという要望をして終わります。ありがとうございました。

(不妊専門相談センタールピナスについて)

永井委員

私は1点だけ、ちょっと不妊治療についてお伺いをさせていただきます。近年、さまざまな要因から不妊治療を受ける方がふえてきております。平成16年から制度スタートした特定不妊治療を対象とした助成制度、昨年は380組587件が申請されて、給付を受けられたと聞いております。本年度からは、5年間の助成総額は変わらないものの、1年目で受けられる回数が2回から3回に拡大されて、さらに申請者数がふえることが見込まれています。

その一方、この制度と同時期にスタートした不妊専門相談センター、ルピナスというのがあると聞いております。平成16年からの利用状況を、まずお聞かせいただけますでしょうか。

大澤健康増進課長 不妊専門相談センターでありますルピナスへの相談の延べ件数でございますが、センターを開設した平成16年度は電話が206件、面接が100件でございますが、昨年度、平成22年度は電話が157件、面接が61件で、年によっても変動がありますが、若干、減少傾向ということでございます。

永井委員 利用者が減少傾向にあるということなんですけれども、自分は、特定不妊治療を対象とした助成制度の利用がふえているにもかかわらず、ルピナスの利用者が減少傾向にあるというのは、またこの利用率の低さというのは、センターの周知不足と週1回4時間しか相談時間がないということが原因だと思っておりますが、県は、この原因を、どのようにお考えでしょうか。

大澤健康増進課長 不妊の相談ということでありますが、不妊治療の助成事業の定着とともに、不妊治療を行っていただいております医療機関におきましても、カウンセリング体制を充実させていただき、そこでの相談も行っていただいているというように考えております。

また、不妊治療の助成の申請窓口になります保健所におきましても、個別の相談が必要な方については、できるだけ対応するようにしていることも考えられるところでございますが、一方で、委員御指摘のとおり、ルピナスの周知も非常に重要な課題であると考えておまして、引き続き、県のホームページに加えまして、このルピナスのリーフレットですとか、保健所での窓口等を活用いたしまして、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

永井委員 今、課長が、医療カウンセリングのときに聞いたりとか、また申請のときに保健所等で聞くことがあるとおっしゃっていましたが、実は、カウンセリングを受けたりとか申請をする前の初期の段階、もしかしたらそうなのかもしれない、だけど、やっぱり、なかなか相談に行けないという方が、私の周りでも本当にたくさんいらっしゃいます。そういった、申請に行ったりとか、お医者さんにかかる前に、本当に気軽にということではないんですけれども、その1つの初期の段階の不妊治療の相談には、この不妊専門相談センタールピナスが本当に有効であると思っています。

今、ホームページとか、そういうリーフレットを配られるとおっしゃっていましたが、もっと、例えばホームページでも、ここに不妊のことを聞いたら、ぱっとこういうふうに行くであるとか、もっと知っていただけるような体制づくりを、ぜひ行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。質問、以上です。

(市立甲府病院のR I検査でのテクネチウム過剰投与について)

丹澤委員 市立甲府病院のR I検査でのテクネチウム過剰投与について、お尋ねをいたします。このテクネチウムが規定の10倍も投与されたという方もいらっしゃいます。中には生後数カ月というお子さんにも投与されてしまった。この先、大変不安だと訴える人がいるわけであります。

なぜ、このテクネチウムが規定の10倍も投与されるような事件が発生をしたのか。どういうふう認識をされていますでしょうか。

吉原医務課長

今回の過剰投与問題につきましては、やはり一番は、病院の中で適正な薬品の管理体制がきちっとされていなかったことと承知をしています。当然、投与する場合は、医師が投与するかどうかを判断し、また、その投与量についても、放射線技師に指示をし、放射線技師が指導に従って準備をし、医師が投与するという流れになるわけですが、今回、私どもの検査の中で、病院のほうから報告を受けている内容とすれば、放射線技師が単独で、投与量を決めていた。医師も投与について確認せずに投与していたと聞いておりますので、その辺の確認体制、チェック体制がなされていなかったということが一番の原因だと認識しています。

丹澤委員

薬品の投与については、医師が本来指示すべきものですよね。薬局の処方、薬剤の処方をするのも医師の仕事ですよね。そうすると、この甲府の医師は、医療法の違反にならないんですか。

吉原医務課長

医局の中で対応ができる医師に決められておりますので、指示したかどうかということで、医師がこの法律に触れるかどうかということもありますし、もう一つは、逆に言うと、放射線技師が、対応できない中でやったということで医師法に触れるのかというようなこともあります。その辺の見解について、今ここで、私どものほうで、こうだとお話ができる状況ではありませんし、そういう立場にもないと思います。

丹澤委員

では、県には医療監視という義務がありますね。かつては国の機関委任事務でしたけど、これを法律改正によって県が行って。これ、病院の場合には年に1回、原則的にやることになっています。この医療監視で、どういう立入検査をしているんですか。

吉原医務課長

委員おっしゃられますように、県の医療指導で、60ある病院に年1回、立入検査という形で入らせていただきますが、医療法の規定では、その病院の人員や清潔保持の状況、構造設備、診療録、帳簿、そういった物件の検査をするということで、県でも、立入検査要綱を定めて実施しているところでございますが、こういった帳簿等がきちっと備えられて管理が行われているかという観点で指導をさせていただいています。

丹澤委員

そうすると、帳簿に、実際に使った量と全く違ったものが記載されていて、あっ、書いてありますね、帳簿そろっていますね、したがって大丈夫ですねと、こういう検査をしているということですが、今回の場合には、使用量が10倍も違う投与が行われていて、仕入れあるいは在庫が全く違うものを帳簿に記載していた。県は、そういう検査でもって終わると。それで責任は果たせるということなんですか。

吉原医務課長

検査等をすれば、今言った帳簿のところであれば、帳簿をしっかりと適正に管理しているかどうかという視点から調査指導、精査をさせていただいております。今回の場合であっても、薬品が、いつ、どういう方に、どれだけ使用されていたかについて、その帳簿が整理されているのかというチェックをさせていただいております。今、委員おっしゃるように、使用量につきましては、実際の使用量ではなくて、使用量よりも少ない量が書かれていたということでしたが、この使用量が適正かどうかというところの判断までは、私どもとしては、調査の中ではできないと考えております。

実際、病院のほうからいただいた帳簿でも、当然のことながら、書かれているものが、正しい数字という認識で示されておりました。実際、事実として違っていたということで、そのところが確認できなかったということはございますが、私どものできる範囲の調査はさせていただいていたということです。

丹澤委員

当然、これだけの放射性物質の危険物質を扱うわけですから、放射線医薬品の取り扱いマニュアルみたいなものはあったんでしょうね。それはまた県も当然そういうものを策定するように求めているはずですけども、甲府の市立病院にはそういうものを求めましたか。また、ありましたか。

吉原医務課長

この放射線の部分もそうですが、基本的に各部門で、安全管理の指導はきちんとやっておりますので、各種マニュアルも備えられているかどうかというところは確認をさせていただいています。

丹澤委員

甲府市立病院には、この防止マニュアルがあったわけですね。皆さんもマニュアルがあることは確認した。しかし、結果的に、こういう事故が起きたということは、そのマニュアルが全く役立たないマニュアルで、あっただけだったということになるわけですね。それは確かに、県の職員が行って、病床の数から、トイレの清潔度などを1日で見えるわけですから、まさか、そんなことをしているとは思わないから、目を配らないかもしれないけれども、もし、こういう不備のマニュアルがあったとしたら、これは指摘をしておけば防げたことになるわけですね。

今ここでもって皆さんを責めても、県に医療監視という権限が与えられていて、帳簿を調べて見て帰ってきた。マニュアルの中身はともかくとしても、あった。だから、これで私たちは検査は終わった。甲府市立病院は安全だということになるのかもしれないけれども、ぜひ検査においては、かつて医療監視という言葉が使われたぐらいのものでありますから、検査を徹底していただきたいと思います。

それから、今後の問題でありますけれども、今、山梨県内に、このテクネチウムを使ってR I検査をしている病院というのは幾つありますか。

吉原医務課長

市立甲府病院も含めて、8つの医療機関で検査を実施しております。

丹澤委員

県は、この事件をきっかけに、適正な投薬量にするようにという通知を出しましたけれども、そうでなくて、この7つの病院が、よもや市立甲府病院と同じことをやっていると思いませんけれども、そういうことがないのかどうか。これは早急に立ち入りをして、再発防止の方法を講ずるべきだと思いますけれども、いかがですか。

吉原医務課長

最初にちょっとお話を申し上げましたが、医療指導というのは、各病院に年に一度行っております。6月から11月ぐらいまでかけて、私どもの職員、衛生薬務課の職員、それから各保健所の職員が大体10人程度、どこかに1日ずつ入っております。そういった中でスケジュールをつくって、この市立甲府病院の問題が発生した後、実は7つの病院の中で、3つの医療機関には既に立入検査を実施しました。特に今回、このR I検査のところにつきましては、マニュアルについての確認。実際どういう手順でやっているのか、そういった帳簿等つけているのかということで確認をしてまいりまして、残り3つの病院と1つの医療機関がございまして、

当然、通知も出させていただいて、各病院でも、こういった報道もございまして

ので、きちっとした対応をしていただけていると承知はしておりますが、委員御指摘のように、できるだけ早く検査をすることもおっしゃるとおりでございます。

今の日程でも、11月の前半ぐらいには終わる予定でございますけれども、できるだけ早く、日程調整をしまして、早い段階で残りの病院等へも立入検査に入りまして、状況を確認してまいりたいと考えます。

(休 憩)

主な質疑等 教育委員会関係

※第77号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 山梨県教育委員会職員等定数条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第84号 山梨県立図書館設置条例改正の件

質疑

皆川委員

1点ちょっと聞きたいんですけども、隣接する北口県有地を暫定的に県立図書館の駐車場として活用すると書いてある。暫定的ということは、いずれ、ここをだれか、例えば情報センターとか、そういう計画があつての事を前提として、こういう暫定的としたんですか。

渡辺新図書館建設室長 図書館建設予定地の北側の県有地につきましては、高度情報化拠点整備事業の予定地でございます。その事業の所管は知事部局でございますけれども、現在凍結されている状況でございます。ですから、この間、暫定的に駐車場として活用してまいりたいと考えております。

皆川委員

ここを暫定的に活用するということは、これがなくなった場合も、もちろん想定されて、これがなくても十分に図書館利用者の駐車場は、あるということですか。

渡辺新図書館建設室長 IT企業が誘致されて、高度情報化拠点事業が具体化した際、その際、駐車場をどうするかと。それはまだ、今の段階で決まっているものではございません。

ただ、図書館を所管する立場といたしましては、利用者の利便のために配慮していただきたいと、そんな主張をしていきたいと思っております。

皆川委員 じゃ、これ、暫定的な北口県有地を除いて、確保される台数って、どのぐらいあるんですか。

渡辺新図書館建設室長 今、暫定的に整備する駐車場ということで、平面駐車場をフルに使いますと150台ということでございます。それ以外のエリアというのは、図書館の敷地でございます、ほかに恒久的に使う駐車場があるというわけではございません。
高度情報化拠点整備事業が具体化した際に、駐車場のあり方について検討してまいりたいと思っています。

皆川委員 それは無責任じゃない？ 高度情報化センターができた場合は、そっちにとられちゃうんでしょう。暫定的だから、これがなくなったら、利用者の駐車場がないということ？

渡辺新図書館建設室長 事業が具体化した際に、図書館利用者のための駐車場、当然、必要でございます。それから、IT企業などの誘致企業にいらっしゃる方のための駐車場も当然、必要でございます。ですから、具体化した際に、駐車場をどのような形にするのか、その際に検討してまいりたいと思っております。

皆川委員 だって、今の県有地というのは、そこへITの建物、建っちゃうんでしょう。しかも、その建物に駐車場もとっちゃうわけですから。じゃあ、全然ないですか、図書館利用者のための駐車場が。どうですか。

渡辺新図書館建設室長 まだ全然具体化したものではございませんけれども、例えば地下駐車場にするとか、立体駐車場で土地を有効的に活用するとか、いろんな方策を検討してまいりたいと思います。

皆川委員 それは、じゃあ、暫定だから、将来にそういうことをやるということであって、今の段階じゃ、全く独自の図書館の駐車場はないということになる。用意していないということ？

渡辺新図書館建設室長 今の段階では、北口の、北側でございます150台の駐車場、当面、まだ具体化したものでございませぬので、暫定的にそちらのほうを利用してまいりたいということでございます。

皆川委員 それから、この利用料金の問題ですよ。1台につき30分ごとに150円。利用者に限り1時間以内無料と書いてあるけど、図書館を利用する人なんて、1時間じゃ帰らない。半日いるとか、1日調べ物をするとか。こういう人を考えたら、最初の1時間だけは無料だ。あと、30分ごとに150円、どんどん、どんどんふえていくということ？ そういうこと？

渡辺新図書館建設室長 駐車場の料金につきましては、図書館利用者に配慮すること。他県の県立図書館ですと、郊外に立地して、通常、車で利用者がおいでになるという郊外型のパターンでございます。郊外型については、無料の駐車場を設置しているところが多いわけでございますけれども、他県の中にも6県ほど、本県の甲府駅北口に隣接した場所と同様な事情で立地している図書館がございませぬ。そちらの図書館では、30分に100円から200円ということで、有料で駐車場を運営し

ております。図書館利用者のために配慮いたしまして、1時間無料といたします一方で、無料駐車場といたしますと、図書館利用者以外の方がどうしても入ってきてしまい、逆に図書館利用者が駐車できない、そういった事態も想定されます。

もう一つ、周囲にございます民間の駐車場とのバランスも考えなければならぬということをご想定いたしまして、30分150円で図書館利用者は1時間無料と、こんなことで御提案させていただきました。

皆川委員

図書館を利用する人は、1時間やそこらじゃないと思うよ。遊びに来ているわけじゃないんだから。いろいろ資料を調べたりね。そういうことを考えると、この30分ごとに150円で、どんどんふえていくということは、これは大変だと思うね。そういう意味では、図書館利用者に対して、もう少し配慮も必要じゃないかと思うんですけども、いかがですか。

渡辺新図書館建設室長

御指摘の点、検討の際に重々検討いたしました。通常、図書館利用者は平均して1時間から2時間の滞在ということでございます。そういったことも検討をいたしまして、あと近隣の駐車場の状況、他県の状況などを勘案して、1時間まで無料としたところでございます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(新県立図書館指定管理者選定委員会開催費について)

棚本委員

1点だけ。今、皆川委員から管理条例の中でも触れましたが、私は別な視点から。

教2ページ、新県立図書館指定管理者選定委員会開催ということで、予算額そのものは妥当で結構でございますが、条例の中でも御説明いただいたとおり、中核的業務は、やはり県が担うんだと。そして、その他の部分を指定管理者に担っていただくという、これはそのとおりだと思います。

ただ、あえてお聞きしたいのは、やはり、県立図書館、ただの図書館ではなくて、やはり子ども、他県に行ったときに図書館が、ある意味で文化のバロメーターでもありますし、それから県立図書館の担う役割というのは従来どおり、センター図書館であります。こういう中で、直接的な業務は県が担うにしても、この選定委員会が主眼として、指定管理者に求めるものは何でありましょうか。

渡辺新図書館建設室長

指定管理者選定委員会では、幾つかの項目で審査基準というものを設けまして、それに照らし合わせて、提案いただいたものを審査してまいります。その中で、大きな項目というか、ウエイトがあるであろうと考えておりますのは、1つは施設の維持管理について、確実に子どもがお願いするものを遂行できる人的能力、経理的基礎、そういったものを有しているかどうかという点。もう一つは、施設の維持管理とは離れまして、図書館の交流エリアという会議室、イベントができるような設備がございます。そういったところを代表といたしまして、

指定管理者の自主企画事業というものの提案を求めたいと思っております。

そこで、どのような提案が出てくるのか。それによって、北口のにぎわいの創出に貢献できるようなものとなるのかどうなのか。その2点が大きなポイントだと考えております。

棚本委員

わかりました。あえてお聞きしたのは、指定管理者制度を導入いたしまして、公園初めいろいろな施設を担っていただいております。

ただ、そこの皆さんも、もちろん真剣に関わっていただいているわけですが、先ほどの趣旨のとおり、この図書館というのが、ある意味で、山梨県の顔みたいな部分もあります。ですから、指定管理者が100%自分の職務をこなすのはもちろんですが、それ以上の、イベント等を初め、管理に当たっても、相当細心の注意を払っていただかなければならないと思っております。ぜひ今、室長の答弁のとおり、その点も頭の中にとり、選定委員会の皆さんにもよく、選定の段階で、提案を精査していただきたいと思っております。本当に二度と、もう当分は私どもが、考える範囲の中で建て得ない図書館でありますし、県民の期待も注視もしておりますから、ぜひ選定に当たっても、その点を御留意いただきたい。こんなことを申し添えまして、私は1件だけお聞きをしました。終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第93号 動産購入の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第94号 動産購入の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第95号 動産購入の件

質疑

飯島委員

購入の趣旨はわかりましたが、何点か御質問させていただきたいと思っております。私は、こういった文化財には疎いですが、甲州金という定義がいろいろあると思うんですね。刻印があるとか、ないとか。その辺の甲州金であって価値があるというところを、もう一度御説明をお願いしたいと思っております。

高橋学術文化財課長 甲州金についての説明の補足でございますが、甲州金とは一般に、戦国

時代に武田氏の領国である甲州でつくられた金貨を意味し、江戸幕府の貨幣制度が整った後も、例外的に製造、適用が認められたものでございます。

現在、県立博物館でも所蔵しておりますが、刻印の入ったものは、基本的に江戸時代に流通したものが主流でございます。今回、購入するものの意義についてでございますが、刻印の入っていない初期形態のものである点に資料的な価値を見出しているところでございます。

飯島委員

江戸時代の刻印があるものとは違って、出土地の信頼性が置いて、その前の時代のものであるということだと思いますが、そういったものを甲州金として定義されたようですが、これは所有者が甲州市の個人ということですが、ずっと、この人が所有していたわけでしょうけれども、どうして今回、この契機に県が購入となったのか、その経過の御説明をお願いします。

高橋学術文化財課長

今回、購入に至った経緯でございますけれども、本件については、昭和46年に甲州市のブドウ畑で出土し、その方の相続人でございます。今回、購入する方に、これまで学術文化財課、あるいは県立博物館ができてからは、県立博物館が、継続的にこの所有者の方に売却、あるいは博物館の企画展への資料の貸し出しをお願いしてきたところでございます。また、学術的調査ということで、例えば平成16年には文化庁の補助金をもらいまして、埋蔵銭貨出土遺跡群詳細分布調査報告書というのを二、三年かけてまとめております。そういった学術的な価値についても積み上げ、従来から注目してきました。

今回、国の交付金が、2月に補正予算で御了承いただき、ついたということもあり、一挙に購入に向けて具体的なめどが立ち、所有者の御理解もいただけたといった経緯でございます。

飯島委員

突然こういう話がわき起こったのではなくて、当局では前々から、この人にこの所有物をお借りしたこともあるし、たまたまというか、国の交付金もついたし、今がチャンスだという理解をしました。今まさに金の買い付けというか、個人的にも金を売ってくれという話がある中で、金そのもののグラム数で換算すると、この9,950万円にはほど遠いと思うわけです。希少価値があるとの判断で、手続に沿ってやっているかと思いますが、この金額の算定について、もう一度御説明をお願いしたいと思います。

高橋学術文化財課長

今回の購入手続について御説明させていただきます。山梨県立博物館の資料収集方針に基づきまして、博物館長が有識者7名により構成される山梨県立博物館資料収集情報委員会に諮問し、7月に貨幣史等の専門家による価格及び学術評価をもとに御審議いただいた上で購入することといたしました。また、9月13日には、県の教育委員会でも県議会に提出することについて御了承いただいたところでございます。

若干の補足にはなりますけれども、今回、購入する資料は、市場に流通している伝世品ではなくて、出土地点が明らかなもので、出土地点を含めて一体的な評価、調査が可能なこと。あるいは出土場所近くに勝沼氏館跡がございますが、ここは内郭部にある金精錬に係る場所が改めて注目されている。これは今後さらに関係性について、調査していかなければいけないところでございますが、そういった学術的、歴史的な価値も含めて評価いただいたところでございます。

以上でございます。

飯島委員

金そのものではなくて、学術的な価値があるという御見解であります。テレビ

でお宝鑑定団というのがありますけれども、本来のこの文化財の鑑定に当たっては、今までどおりのルールに沿ってやっているということで信頼をしたいと思えます。以前にも展示したということなんですが、今後、これを起爆剤にして、博物館、山梨県に来訪者を多く呼ぶとか、そういった具体的なものを期待するわけですが、それについては今、どういうお考えでしょうか。

高橋学術文化財課長 御質問の購入後の活用予定についてでございますが、県立博物館において、例えば来年の新春の特別展示でのお披露目展示を企画したり、あるいは甲斐金山をテーマとする企画展などで、国民文化祭も見据えつつ活用していきたいと考えています。ちなみに、その説明資料にもございますが、平成21年に博物館で「黄金の国ジパングと甲斐金山展」を、46日間の会期で行ったところでございますが、1万835人の来館者がございました。もちろん本資料だけではございませんけれども、それなりの集客は見込まれるものと考えております。

飯島委員 あと1問で終わりますが、金額だけだと、高額なもので税金のむだ遣いでないかという御意見も実は私のところにも来ているわけですが、先ほど答弁があったように、今後の活用をするというのと、あと信頼の置ける審査をしているということで納得をしたいと思えます。もうちょっと誤解のないようにとか、おっしゃった答弁を広く県民に知らしめて、いいものがあって、皆さん見てくださいということ、ぜひやっていただきたいと思えます。

これは私の思いですけれども、例えば山梨に縁がある太宰治が作品を書いた万年筆が、万年筆自体だと三、四万円かもしれないけれども、太宰治が使ったから、それ以上の価値が出ると、こんな解釈でよろしいでしょうか。

高橋学術文化財課長 まさに、単なる万年筆ではなくて、だれが使ったか、そういった付加価値もあわせて評価したのが今回の評価額でありまして、先ほど今後の活用、具体的な博物館での活用も申し上げましたが、まだこれは学術的調査も中途の段階ではございますが、文化財指定といった点も含めて積極的に活用していきたいと考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(学力・学習状況調査について)

皆川委員

日本という国は地下資源もないし、技術力で勝負するしかないなかで、国際的な学力調査で、非常に日本の学力が低下している。そういう時代の中で、非常に学力の向上を必要としているということで、国としても、ゆとり教育から、今度は学力向上へと大きくかじを切ったと私は認識しております。そういった意味で、まず日本の低下した学力がどの程度なんだという、はかるために、かつて全国学力テストをやった。これが、どういうわけかだめになっちゃって、それぞれが自主方式ですか、それぞれでやるようになった。

これにつきまして、いろいろ新聞等に出ていますけど、山梨県の場合は、実際問題、かつて平成10年にやった学力テストの成績は、よく私もはっきりわからないけど、全国の中で37位だとか下から何番目だと言われてましたが、実際のところ、どうだったんですか。ちょっと数字を教えてください。

堀之内義務教育課長

全国学力・学習状況調査の件ですけれども、平成22年度、昨年度の調査では、小学校の正答率というのが全国で43位となっております。

これは国語と算数をトータルしたものなんですけれども、3年程前から学力・学習状況調査をしまして、当初のころは全国並みの大体真ん中ぐらいでした。今、数字は持ち合わせていないですが、それが3年たちまして、特に小学校の順位が下がってしまいました。全国のレベル的な部分で、国が規定した一定枠には入っているんですけれども、その一定枠の中の高いほうか低いほうかというところで、本県の児童・生徒の場合は低くなってしまっている状況で、特別な取り組みが必要だということで今、取り組みを始めたところです。

中学校のほうにつきましては、国語と算数をトータルして28位となっております。

皆川委員

山梨県の学力は非常に低いということがわかったんですけれども、そこで、知事の公約の中にも学力向上ということを行っていますね。そういうものを受けて、このたび、学力把握調査というのを県教委が始めたと思うんです。

ところが、実際にやっていただこうと思った27市町村の教育委員会、市教委に対して、どういうわけか、新聞の発表によると13市町村にとどまってしまったと言われてますね。これについて、何でこんなことになったのか、原因を話していただきたい。

堀之内義務教育課長

昨日の新聞記事の件だと思うんですが、実は、この記事の意図を私たちも理解しがたい部分があるんです。実際、この取り組みについては6月の補正で、7月に決定された事業で、8月、9月と各市教委等に趣旨説明、周知をする中で、今回、データをとるのは1割ですので、全県下で33校が指定抽出校になります。抽出校の依頼については市町村教育委員会は快諾をしてくれまして、すぐやるということで申ししてくれました。その他の学校につきましては、希望利用ということで打診をしましたらば、組合立を含めまして28の市町村教育委員会すべてが参加をしてくれることで動き出しております。ですから、今までになく市町村教育委員会も、県のこの学力向上施策については協力的に動いてくださっているというのが実情です。

さらには、14の市町村教育委員会は、独自に全校でこれをテスト形式でやろうということで取り組みをしてくれることになりました。これも私たちの予想以上の部分がありまして、非常に市町村教育委員会も、今回の学力向上については動きを緊密にしていると思っております。

皆川委員

今の答えだと、まるで、この新聞記事と全然違う。新聞じゃ全県下おこなっている。かけ声倒れ。と書いてあって、全然違うんですね。こんなに違う認識なのかね。

でも、こうやって見ると、実際に全校テストやったところというのは少ないですよ。この点は、どうなんですか。

堀之内義務教育課長

この検査につきましては、きのうからあすまでの3、4、5の3日間、小・中学校それぞれ2日ずつ取り組みをやっていきます。これは抽出校、あと希望利用もありますけれども、実際、最終的にどう使ったかという部分については、この後、調査をするんですけれども、聞き取りの中で、学校に任せるといった市教委さんも、多くの場合は教育長のほうはできるだけテスト形式でやれということで指示は出ているようです。

ただ、先ほどもお話ししましたように6月議会で決まり、急遽、今回取り入れることになりましたので、各市町村の学校についても、年間行事予定とか授業計画がありまして、この中に突っ込まなきゃならないということで、かなり無理をしてくださる中で、今回は、このテストなら実施できるとの判断で受け入れてくれています。私たちとしてみれば、予想以上の市町村の教育委員会の動きであり、県の施策に、旗を振ったのについてくれたという理解でいたるところなので、この新聞がちょっと、どういうわけかなど。

これは、市町村教育委員会の教育長さんや学校現場のほうからも、この記事については、どういうことかいくつか問い合わせがきています。これは、かなり市町村も学力については心配をされていて、そして、県についていこうという動きをとってくださっていると思っています。

皆川委員

43位。それにしちゃ、認識がちょっと甘いんじゃないですか。何か押しつけをするのは嫌だから、任せているような感じがするけれども、そんな状態なんですか、今の山梨県は。もっと厳しいんじゃないですか。あなたの話を聞いていると、何かすごいゆとりを感じちゃう。まだまだ山梨は1番から3番ぐらいにいるような話し方をする。どうしてやってくれないのか。その原因を、もっとしっかり把握して、詰めていかなきゃいけないんじゃないですか。その点について、教えてください。

堀之内義務教育課長

委員おっしゃる部分で、甘いと言われる部分も承知しているところはありますけれども、学校現場としては今回の22年度の悪い結果を真摯に受けとめて頑張っていこうということで、昨年10月から各学校では一校一実践とか、教員自体も一人一実践を積み重ねて、子どもたちの学力向上のために、取り組んでいるところだと確信をしております。

今のお言葉、きちんと受けとめながら、現場のほうにも働きかけをしていきたいと思っています。

皆川委員

もうちょっと認識をしっかりと持ってもらいたいと思いますけど。昨年ですか、たしか自主参加した学校がありますよね。これ、どのぐらいですか。

堀之内義務教育課長

平成22年度の自主参加につきましては、中学校が20%、小学校が32.8%の自主参加、希望参加をしています。

皆川委員

自主参加となりますと、費用は一切、自主的に参加した学校が負担をするの？

堀之内義務教育課長 そのとおりで、採点等は自分たちでやっているということになります。

皆川委員 昨年新聞の地方版に書いてあったんですけど、この採点費用の軽減のために教職員のOBを1人雇用してもらったという記事がありました。これ、OBの方、どういう方々ですか。

堀之内義務教育課長 県としてはそういう形はとっていないんですけども、市町村によっては、そういう形で、自主参加の中で市で採点するというようなこともありました。まさに教員をやめられた方等に御協力をいただいたと聞いております。

皆川委員 じゃ、その費用は、その学校が、そのOBの方に支払ったの。

堀之内義務教育課長 その方針を出した市町村教育委員会のほうで。

皆川委員 教育委員会が出したの。

堀之内義務教育課長 はい。

皆川委員 自主参加した学校の市町村の教育委員会がOBに出した。

堀之内義務教育課長 すべてではないんですけども、そういう形をとって、自主的な参加をしたというところがあります。

皆川委員 じゃ、採点者を雇用して、やらせたということね。要するに、教員にそれだけの余裕がないから、こういうこと？

堀之内義務教育課長 委員おっしゃるとおりの教育委員会の判断だと思います。

皆川委員 そんなに教職員で大変なんですか。採点する余裕がないんですか。

堀之内義務教育課長 この学力・学習状況調査自体が、普通の定期テストでやるようなマル・バツをつけるだけではなくて、この問題は合っている場合と間違っている場合で、どういう類型での間違いがあるかとか、そういうことまで全部、調査の中に入ってくるものですから、採点が非常に難しいという面があります。

あと、テストだけではなくて、日常生活の様子を調べる質問紙というものもあわせて、そういった幾つかの要素が入っているものですから、学校の先生たちが個々でやっていくと、かなり大変なことがあると聞いております。

皆川委員 あまり質問してもしょうがないんですけど、どんな状況でも、みんな、時間外で指導もやっているし、大変なんですよ。そういう意味では、教職員さん、そんなにやらないほど大変なのかと、ちょっと私は疑問なんです。さっき言ったように、厳しく認識してもらって、山梨の生徒の学力を向上させたいというお気持ちがあれば、そのぐらいのことは何とかできるような教員になってもらいたいと思うんですけど。

最後に、教育長に、その辺の決意をお聞かせいただきたい。

瀧田教育長 委員のお言葉を真摯に受けとめます。学校の先生方も精いっぱい努力はして

いると思いますが、また、その工夫を指導していくのも私たち教育委員会の責任だろうと思いますので、子どもたちに実効の上がるような指導を今後進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

(中高一貫教育について)

丹澤委員

中高一貫教育について、お尋ねをいたします。中高一貫教育は、平成9年に、御存じのように、中教審から答申をいただいて、平成10年には法改正がなされて、宮崎県では直ちに平成11年には県立中等教育学校が設立された。その結果、今日までに44の都道府県に県立の中高一貫校が成立した。校数にすれば、433となっている。

山梨県は、法令改正から11年たっていますけれども、この間に、どういう中高一貫教育についての検討をなされたのか、お答えをいただきたいと思います。

池田新しい学校づくり推進室長

御質問にお答えします。本県では、平成10年度、先ほど委員のおっしゃった9年の中教審、10年の法律改正の時期であります。平成10年から検討会等を持ちまして検討してまいりました。その平成10年から17年にかけて外部の有識者を含めた懇話会等を開いて、中高一貫教育のあり方、またはどういう学校をつくっていくべきかというようなことについて検討を進めてきましたが、16年以降、全県一学区の検討に入ったため、中高一貫教育の検討を一たん中止したという状況でございました。

丹澤委員

さっきの学力テストが47都道府県中43位。こっちは47都道府県中44県が既に、もうつくっていると。この10年間検討してきて、その検討の結果、どういう結論になったんでしょうか。

たしか平成21年10月に基本構想を策定し直しましたね。このときの基本構想の中で、中高一貫教育について、記述がありまして、設置の必要性を基本から洗い直した上でと、こうありますね。平成21年10月の基本構想をつくる前の段階で、どういう結論が出ていたのか。そして、平成21年のこの構想に、どういうふうこれを生かせるようになったのか。そこをお願いします。

池田新しい学校づくり推進室長

この中高一貫教育につきましては、当初、文科省といたしますか、中教審のほうから、メリットもあるんだけど課題も多いと答申がでています。メリットとしては、6年間を通じた中でのゆとりのある教育の中で、体験等を生かして自分の生き方を見つけていくようなメリットがある一方で、受験の低年齢化とか、エリート教育に走るのではないかとというようなことが課題として挙げられています。

そうしたような課題とメリットを検討しておりました中で、6年から7年にわたって検討している間には、定時制高校への導入はどうかとか、総合学科高校にはどうかとか、そういういろんな選択肢、当然、普通科も含めてですが、やってきたところです。

そのような時間経過があったわけですが、平成16年に文科省も一部、教育課程の特例等を設けて、中高一貫教育の中身について、少し考え方を変えているようなこともありまして、いろんな検討会などを開いたわけですが、県の教育委員会の中でも、この検討会を通して、まとまったものが得られなかったということでございます。

先ほど委員のおっしゃったとおりで、基本構想において、設置の必要性、10年以上たっているわけですが、現行の状況等を勘案する中で、本県、本当に必要

なのかを含めまして、今、審議会等で御論議をいただいているところでございます。

丹澤委員　　そうすると、平成10年から、法改正のなされる前から検討してきて、結局、結論らしいものはなかったということなんですか。

池田新しい学校づくり推進室長　　必要性はあるだろうという報告書もありますが、そこからですね、チェンジして、それを設置に至る決意といいますか、決定ができなかったということです。

丹澤委員　　そうすると、平成21年10月に設置の必要性を基本から洗い直すということは、まだ設置するかどうかということは、この時点では決めていなかったということですね。

池田新しい学校づくり推進室長　　この時点では、基本から洗い直してという言葉を使っているっており、設置するというものではない。ただ、そのメリット等について検討するにつけて、山梨県に県立学校として必要ではないかという考えをまとめたものです。

丹澤委員　　そうしますと、平成22年6月に中高一貫教育の庁内検討委員会を立ち上げましたよね。このときの検討の方向というのは明確にしてあるんです。どう書いてあるかということ、設置の方向で検討すると書いてあるんですよ。今まで全く、どういう方向かわからんで、10年間も検討して、方向すら見定めないのに、平成22年の庁内検討委員会が出たときには方向性を定めているんです。設置する方向で検討しなさいと。この平成21年の基本構想から平成22年6月の間に、どういう議論がなされて、こういう方向性を定めたんですか。

池田新しい学校づくり推進室長　　庁内検討会の検討に当たっては、委員おっしゃったとおり、ある意味、設置に向けて検討した場合、どういう形式の学校がいいとか、どういう課題が出てくるかという仮定のもとに検討しているものです。

丹澤委員　　じゃあ、平成22年6月に設置した庁内検討委員会のこの結論は、どうなったんですか。

池田新しい学校づくり推進室長　　本県における中高一貫教育校では、中等教育の複線化を目的とする。学校のタイプについては、人材を育成する形が望ましいとか、設置の形態については、併設型というような内容です。

丹澤委員　　その設置する必要性があるという理由は何ですか。

池田新しい学校づくり推進室長　　中高一貫教育自体が、中等教育制度の複線化をしていくという、まず最初に取り組みがございました。今までは中学校3年、高等学校3年という学校があるだけでしたけれども、それに、今までにない中学校と高等学校を連携した、6年間通した教育をする学校制度をつくったものです。この中高一貫校がないということになると、生徒や保護者、県民が、その制度自体を選択する、複線化を選ぶこともできないということで必要性があると。

丹澤委員　　中高一貫校がないと選択肢が少ないといっても、現に山梨県には公立校1校、私学が3校ありますよね。そうすると、中高一貫教育という選択肢はあるわけで

すよね。

ちょっと、じゃあ、教えていただきたいんですけども、先程、その理由が、中等教育の複線化の必要性が高いことと、こう言っていましたね。複線化することは、メリットなんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 複線化することは、制度を選ぶということです。メリットというよりも、新しくそういう制度のある学校をつくることで、それを選べるようになる。あと、中高一貫教育校が、先ほどもちょっと言いましたが、6年間で継続した教育をすることで、生徒を育てるという点で、いろいろな教育上のいい点が多いということがメリットです。

丹澤委員 いろいろ教育問題って難し過ぎて、紙の裏表で、裏から眺める人もあるから、いろいろ考え方あるんでしょうけれども、その複線化というのが、いいととらえている人と、複線化というのは並行で、水平のことを考えていると思うけれども、いや、それが垂直になっちゃうじゃないかと、そういう複線化も弊害として出てくるといふふうに見ている人もいるわけですよ。

だから、山梨県の県教委は、その複線化が並行でいいことだと、こう理解しているということですね。しかし、また別の見方の人は、いや、複線化というのは並行じゃないんだと。垂直で、上下になる可能性もあるじゃないのかと。だから、それがかえって、子どもにとっていいことじゃないんじゃないかということ、言っている人もいますね。

山梨県の教育委員会は、複線化はいいことだととらえているわけですか。

池田新しい学校づくり推進室長 複線化することは望ましいことだと。

丹澤委員 それはまた、もう少し先に議論していただくということで。

教育委員長さん、教育委員会事務局というのは、教育委員会のもとで業務をこなすわけですよ。その長、教育委員会事務局の長が教育長で、教育長さんは教育委員会。庁内検討委員会で教育長さんがまとめたこの答申案が、設置の方向で検討するということを定めているわけですよ。これについて、教育委員長さんは、この文章、ちょっとよくわからんですけども、教育委員会の名前で審議会に諮問を出しましたね。この諮問で、必要性も含めて検討することになっていますね。既に教育委員会のもとで、教育委員長さんのもとでやっている人たちが、もう設置の方向でもって結論出しているじゃないですか。教育委員長さんとしては、どうお考えですか。

久保嶋教育委員長 平成21年度の答申のときにも、必要性も含めて検討するとなっていたかと思えます。教育委員会におきましても、この中高一貫を議論していただく審議会を立ち上げますときに、各委員から、まず必要性も含めて、多くの人の意見を聞くのではないかと、あえて必要性も含めて検討していただくように、委員の中から依頼したという経過がございます。

以上でございます。

丹澤委員 そうすると、まだ教育委員長さんは、中高一貫を絶対つくと。もう設置ありきという考えじゃないということですね。

久保嶋教育委員長 審議会では、必要性も含めてやっていただきたいと考えています。ただ、今、複線化については、いいと考えているのかどうかというお話があっ

たんですけれども、中高一貫教育を選びたいという保護者が県内にも多くいるんだと思います。そういったときに、県立として、その設置をしてほしいかどうかというアンケートで、県政モニターのほうでも、79%の方が、その設置について早期に検討すべきという意見が出ていたり、あと中3や高1の生徒や保護者についてのアンケートにおいても、79%の方が、あったとしたら検討してみたかったというような意見を出されていると聞きました。

そういった中で、教育の機会均等を考えたときに、選べる余地を県教委として与えなくていいのかというところが非常に多くございます。

御案内のとおり、県立で中高一貫教育の中学校、高校を持っていないのは、来年度からは鳥取と富山と山梨県の3県だけになるわけです。そういったことの現状を踏まえたときに、県教委として、この時点で再度検討してもらう必要があると考えて、審議会を立ち上げて、諮問をいたしました。

以上です。

丹澤委員 それは後で議論させてもらうことにいたしまして、審議会は、これまで2回開かれていますけれども、どういう意見が出されましたか。

池田新しい学校づくり推進室長 8月と9月に2回、審議会を開かせていただいて、内容につきましては、中高一貫教育というのがなかなか、本県については、まだなじみが薄いということで、2回のうちのかなりの時間を費やして、中高一貫教育とはどういうものかから始まって、どういうメリット、課題、それとか形態の代表的な例示等を、説明をしたり、質問を受けたりいたしました。

丹澤委員 要するに、委員さん方が、よく、この中高一貫教育、もしくは中高一貫校についての知識があまりないということで、基本的なことをみんなが話ししていると。そうすると、2回やったんですよね。このスケジュールを見ますと、もう3回目に何をするかというと、要するに、設置に向けての課題、それから設置の形態。つまり、併設型にするか、一体型にするのか、連携型にするのか。どれがいいか、規模をどうするかという、もう次のときには、ここまで踏み込んじゃうわけですか。まだ知識のない人に、ようやく教えてやって、あっ、そういうものかと。いや、みんな理解したかどうかわかりませんよ。あるいは、もっと、もう知識があって、そんなことは全部知っているかもしれません。

しかし、話を聞いてみると、非常に、まだ議論が出ている段階で、もう既にここまで踏み込んでしまう。このスケジュール表というのは、2月に結論を出すを書いてありますよね。これは最初から、もう県教委がつくるシナリオができていて、これに基づいて、どんどんやっているだけじゃないんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 決してそういうことはございませんで、2回のトータル4時間ちょっとの会議では説明をさせていただきました。審議会の委員の皆様には大変失礼だったみたいですが、この会議ばかりでなくて、会長のほうから、次回までの宿題ではないですが、次回までに中高一貫について、どういうお考えかということをもとめてほしいというような、各委員に対してのお願いもさせていただいております。

先ほどの日程につきましては、当初、1回目で中高一貫の説明等を終える予定でしたが、会長のほうからの助言で、もう少し丁寧な説明ということで、2回目についても、中高一貫の少し踏み込んだ説明をさせていただいたという状況です。

丹澤委員 今までの出た審議会の議論を聞いてみますと、あまりにも拙速じゃないかと。

もう次のときには設置形態まで、あるいは教育内容まで踏み込んでやってしまう。必要性の議論をしている段階じゃないんですか。そこを取りまとめて、その先へ進む。どうでしょうかね、教育長さん、そういう手順を踏むべきでしょう。

瀧田教育長

委員御指摘の御意見、よくわかりますし、これはスケジュール、予定でございますので、審議会の審議が深まらなければ、当然、さらに深めるための回数をふやすことも生じるし、あくまでも審議会の御意見を賜る中で、教育委員会が責任を持って判断し、その判断と結論に対しては、設置を望む県民、あるいは設置に対して否定的な県民、すべての方々に理解していただけるような施策を決定し、それを皆様方に説明していかねばいけないと考えています。

現在、私も設置ありきとは考えておりませんし、設置しなければいけないと思っているわけでもありませんし、もちろん設置に否定的でもありません。あくまでも、県民の御希望、県民のお考えに対し、責任を持って教育委員会が判断していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

丹澤委員

僕は教育長に今、御答弁をお願いしたのは、このスケジュールでいくと11月の上旬には、もう設置場所まで決定してしまうと。まず、今、議論してもらいたいことは、必要性でしょう。そこがまだ、みんなの意見が集約していない段階で、どんどん、どんどんいってしまって、いや、教育長の答弁では、これを見直すのか、見直さないのか、わからんけれども。まず必要性をみんなで認識してもらうまで先へ進まない、そういうふうにスケジュールを変更すべきじゃないですか。

池田新しい学校づくり推進室長

その辺は、審議会の運営を会長が中心になってやっていますので、会長と相談しながら。会長につきましても、この中高一貫については非常に重要な案件であるという認識の中で、繰り返しになりますが、基礎的な知識を十分理解し、その必要性を見きわめるためにも、どういうものであるかをはっきりさせるといふこともありまして、スケジュールと若干、異なる開催、運営をしているところでございます。また審議会の会長と、その辺も打ち合せしながら決めていきたいと思っております。

丹澤委員

ぜひ、一番大事なことは、設置する必要があるかどうかということですので、十分議論していただきたいということです。

私は、じゃあ、この設置する必要があるかどうかについてのお尋ねをさせていただきます。文科省では、この平成9年、平成13年でしたかね、21世紀人生プランというのをつくりましたね。このときに、全国に500、中等教育学校、もしくは中高一貫教育の学校をつくると、こう言っています。日本の人口でこれ、500を割ってみますと、大体二十四、五万人に1校という割合になるんでしょうか。私が数県、既に先行しているような県に聞きました。そういたしましたら、通学範囲が1時間。その1時間の範囲内に30万人ぐらいいないと成り立たないと、こう言っていました。

そうすると、80人規模で山梨県は2校、いや3校あれば私は足りると思うんですけども、山梨県の設置適正校数、あるいは設置定員は、どれぐらいだと考えていますか。

池田新しい学校づくり推進室長

確かに現在、公立1校と私立が3校、計4校の中高一貫教育校が県内にございまして、具体的に人口どのぐらいに1校が適正かというのは、今のところ、想定はなかなかしていないんですが、今後の審議において、小学生か

ら入りますので児童数の分布とか、あと既存の学校とか、そういうことを考慮した審議がなされるものと考えております。

丹澤委員

必要性とか配置について何が一番大事かといったら、子どもがどれぐらいいるかということが一番大事なことですよね。どこの学校も、どこの県も、聞いてみると、自立通学が可能な範囲と、こう言っているんですよ。つまり、子どもがお父ちゃんやお母ちゃんに車で毎日送ってもらわなきゃ通えないようなところは、もうだめだと。公共輸送機関で1時間半以内、それが限度だと。その範囲内に、どれぐらいの生徒がいるか。生徒を把握するのが大変であれば、人口がどのぐらいあるのかということで、ラフに30万と、他県はやっているんですよね。

そこを、やっぱり、しっかりした考えがないと、山梨県に幾つ必要だかわからんけれども、県立学校がなきゃ山梨県、最後になっちゃう。山梨県にないから、やらなきゃだめなんて、山梨県は、何でも一番最後だ。

さっき、堀之内課長さんの学力テストの話。僕は、この学力テストのことで、金をうんとつけると思った。あれだけ知事が、山梨県の学力は43番、これは危機だと思ったら、半分しか予算をつけない。橋じゃ、半分じゃ途中までしかかからんけれども、堀之内課長さんは優秀だから、半分の予算で橋をかけてみせた。だから、こういう結果になっちゃうんですよ。

そういうふうに、ちゃんと計画立てないと。山梨県に物理的に必要か、必要でないかと、まず、それ1点、どうなんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 必要性については、先ほど言ったとおり、県立高校等の選択という意味で必要性はあると考えていますが、広く大勢の方から御意見をいただくために、審議会で御論議いただいています。

先ほど、どのぐらいのエリアにという件につきましては、やはり中学1年生が通える範囲という、設置場所に対する通学範囲というのはおのずと決まってくることから、審議会等においても、その辺も御検討いただきたいと考えています。

丹澤委員

私立の高校で、既に中高一貫校が、山梨県に4校ある。英和だって、本当は、あれは中高一貫みたいなものだ。たまたま、あそこが設置の規定を直していないから。理事長さんもわかっちゃいるのか、わかっているやらないんだか、よくわかりませんが。そうすると、この地域に、山梨大学の附属中学含めると、500人の子どもが甲府へ集められているんですよ。

私が、ある中学校の校長先生に聞きました。そうしましたら、ある校長先生が、中高一貫教育へ行くような子どもというのは地域のリーダーなんだと。その子どもを甲府へ集められてしまったら、地域の子どもは地域で育てるといって、そういう教育が欠けてしまって、中学校に活力がなくなってしまう。だから、もう、これ以上要らないと、こう言っていた。どうなんでしょうかね。そういう観点から考えてみて、これ以上、甲府に、そういうものをつくる必要があるとお考えでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 中高一貫教育校の形態にもよりますが、委員おっしゃる、児童・生徒の少ない、狭い地域での中高一貫校の設置は、通常の市町村立の学校に対する影響という点では、これは、どちらかという、弊害部分として既にわかっているところでは。

それについても、仮に設置をどのようにするかといったときには、そういう課題をクリアできる場所へ設置するという方向で進めていくことになっていきます。

丹澤委員 山梨県が県立で中学校をつくるという理由は何なんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 今、私学には私学の建学の精神にのっとったものがありまして、そういうものが県立に対しても、新しい学校をつくるに当たっては必要になると考えています。それについては、本当に漠然とした言い方ですが、山梨県の将来を担うような人材を育成するというようなことを、今のところ、事務局では考えています。

丹澤委員 長野県は諏訪清陵高校へつくりました。長野県へ聞きました。明快でした。山梨県のせいで、諏訪清陵高校へつくらなきゃならんことになりました。今までは、諏訪清陵高校は優秀な子どもが諏訪地方から集まってきた。しかし、この子どもが、山梨県の小中高一貫校へ吸い取られている。そのために、諏訪清陵高校が、地域の子どもの地域で育てられない。だから、やむなくつくります。

鳥取へ聞きました。何で、あなたのところはつくらないんですか。鳥取県は、私学に任せます。私学がありますから、子どもは、これ以上、県立でつくる必要はありません。明快でした。

山梨県の教育委員会は、どうですか、教育長さん。どういう理由で、これを県立でつくらなきゃならないのか。

瀧田教育長 委員にも先ほどお話ししましたように、つくることありきで子どもは考えているわけではありません。県民からこういうニーズがある以上、つくるのであれば、こういう理由でつくります。あるいは、つくらないのであれば、こういう理由で。先ほど委員御指摘の鳥取でしょうか。という同じ理由が成り立つのであれば、必要ありませんという説明をする責任があると考えています。ですから、慎重な審議をしているところであります。

それぞれ設置する、しないについては、お立場、あるいは考え方で当然、意見が違ふと思いますので、審議会も一本にまとまるかどうか、もちろん不安であります。できるだけ幅広い県民の声をお聞きしたいという気持ちから、このような審議会を設けさせていただきました。

なお、複線化ということが是だというとならえ方を、もしされているかもしれませんが、もちろん、その前提には多様化という言葉もあり、多様化の反対の意味は画一化という言葉もあり、言葉だけ聞くと、多様化だけがすばらしいように聞こえますが、画一であることも、もちろんメリットであり、多様化であることもメリットであると子どもは考えています。

ですから、そういう意味では、幅広い意見を聞きながら、子どもの責任の中で判断してまいりたい。その立場は変わりません。

以上でございます。

丹澤委員 ぜひ、そういうふうには。それは、だれだって選択肢があればいいと思いますよ。しかし、山梨県は、選択肢がないんじゃないんです。あるんです。経営者がだれかというだけの違いなんです。県立であるか、私学であるか。その選択肢をふやすのか、あるいは教育の機会を、機会均等だと言っていましたけれども、もう既に、それはあると私は思っています。

拙速に、このスケジュールに沿って、11月下旬には答申案の内容まで踏み込んで起草までするというのではなくて、しっかりと議論をした上で。教育というのは100年先にならないと効果があらわれない。私たち政治家も、今言った責任を負うことはない。だから、教育にやたら口出しする。それだけに、ぜひ慎重に

検討していただいて、誤らない方向にさせていただきたいと思います。終わります。

棚本委員

今、多くの議論をここで拝聴しましたので、あえて重複することは避けます。1つ、2つお聞きします。

今まで議論の中で私学という話がたびたび出ておりました。私も白紙の状態からお聞きしますが、本当に今まで中高一貫教育で、私学は、確かに長い経験もお持ちです。公立校と設置形態の違いがあることは承知しておりますが、私学は先駆者として今まで取り組んで、山梨県の中高一貫教育を引っ張ってまいりました。こういう皆さんの経験、あるいは運営の御苦労、それから今後に対しての考えというのは、何回かお聞きしたんでしょうか。聞いたとすれば、どのような感想をお持ちですか。

池田新しい学校づくり推進室長

県立の中高一貫校を設置する場所等にもよりますが、既存の私学にも影響は少なからずあると思われまますので、審議会のメンバーの中に私学の代表者も入っていただいています。それと私学の経営者ではないですが、私学に通われている子どもさんを持つ親、PTAの代表の方にも入っていただいて、私学からの御意見も伺うようにしております。

棚本委員

わかりました。あまりしつこく、お聞きするつもりもありません。あえて私学の名前を出したのは、私も私学の援助しろとか、そういう安直な考えではなくて、やはり、先ほど申しましたとおり、私学の御苦労、長い間の運営の御経験をお持ちです。今後の山梨県の中高一貫教育を考える中で、本当に私学というものの経験を聞かなければ避けては通れない状態でありますから、委員さんの中にもPTAや学校関係者がお入りということではありますが、やはり、いま一步踏み込んで、将来に悔いを残さない検討にするには、私学の学校は何校もないですから、学校訪問等々もして、少し踏み込んで、私学の状況もお聞きして今後に生かす。こんな方法も必要であろうかと思いますが、もしお答えできるものでありましたら、お答えを聞いて終わります。

池田新しい学校づくり推進室長

委員に入っている私学の校長先生からも、私学の実情を聞くわけですが、私学協会等を通して御協力をいただく中で、今までの中高一貫とは、うちでやっている中高一貫はこうだ、そういうノウハウを情報としていただけるのであればいただきたいと考えています。

棚本委員

よろしく申し上げます。

(学校の防災対策について)

安本委員

2点ほどお伺いをします。

1点目は、学校の防災対策についてお伺いしたいと思います。学校へ通う子どもさんをお持ちのお宅では、今回の東日本大震災を経験して、早期に、できる限りの万全な体制を学校でもとってほしいと、こう思っているんじゃないかと思います。私は前回の6月の委員会でも、学校への緊急地震速報の導入について提言をさせていただきまして、検討していただけると、こういう答弁をいただいたところです。

先日、文部科学省から、この件について75億円の予算要望をしていきたいと、こういう発言があったという報道がありましたけれども、その内容について、県のほうで何かつかんでおられましたら教えていただきたいと思います。

望月学校施設課長 文部科学省におきましては、平成24年度の概算要求の中で、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費として、防災教育推進事業、約79億円を新規事業として要求しました。この事業は児童生徒の安全確保を推進するため、全国の各学校に緊急地震速報を整備するという経費が盛り込まれました。

内容については、まだ詳細な内容についてはないんですけども、概略をちょっと御説明しますと、国立、公立、私立の幼稚園、小中、高等学校、特別支援学校に対して、1校当たり30万円ぐらいの事業費を考えて、全額国庫で負担して、3年ぐらいの期間で整備をしていくということでもあります。

安本委員

大変うれしいな、予算通ってほしいなと思います。

緊急地震速報は、あと何秒後というか、すぐにこれから地震が来るということで伝わってきますので、今までの避難訓練とは違った観点で、学校でも対応しなきゃいけないですよ。埼玉県では今回、地震前にどう動くかという観点を追加して訓練をしていると私も伺いましたので、ぜひ検討を前向きにお願いしたいと思います。

私、こういう県議になる前は、検討するというのはやらないことだと教わりましたけれども、なってからは、検討しますは絶対やっていただけるものだと思いますので、これは答弁結構ですので、再度お願いをさせていただきたいと思います。

ところで、県の防災アクションプランが見直されておまして、第2次ですけども、案が今、示されています。その中に防災施策一覧として、かなりのページ数あるんですけども、具体的に、どう進めていくか。スケジュールも載った中で書かれていますけれども、東日本大震災等の教訓を踏まえて、40の施策項目が設定されて、200のアクションということでございます。

学校等における防災対策の推進の項目を見ますと、前アクションプランと比較して、項目数もふえて、より対策が進んでいると思うんですけども、ちょっと中で気になることがありまして、確認をさせていただきたいんです。まず義務教育課のほうで、学校等における防災対策の推進、アクション項目として、小・中学校における児童・生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進の中で、防災マニュアルの見直しを平成23年、24年にかけて呼びかけるとあるんですけども、具体的にどうされるのか、まずお伺いしたいと思います。

堀之内義務教育課長

先日、文部科学省のスポーツ・青少年局学校健康教育課というところで主管する東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議から中間報告がだされました。この方針を受けて文部科学省は、防災区域のガイドラインというか、マニュアルを全国に配布するという話がありました。県でも、山梨県の地域防災計画を見直すことをやっておりますので、そういったものを参考にしながら、さらに今回の地震の教訓とか、全国における先進的な防災教育の事例などを調査研究をして、早い時期に県としての防災教育の指導資料等を、義務教育課だけではありませんので、高校教育課、総務課、スポーツ健康課、学校施設課等々と連携しながら、教育委員会で、つくっていききたいと今、動き出しているところです。

安本委員

ということは、今、小・中学校は全校、防災マニュアルがきちんと整備されているということでしょうか。

堀之内義務教育課長

毎年、学校の防災についての調査をしております。そういった調査を見ますと、マニュアルの整備については100%と、ここ5年ほどなっております。

す。整備するまでは、本来は市町村の教育委員会でやる場所ですが、統一してということで、県教委のほうで全部集めて、内容もチェックしながら、内容の充実を図りここまで資料をつくっています。

今回の地震の状況や対応を踏まえながら整理をしていきたいということで今、動き出しているところです。

安本委員

このアクションプラン、見せていただいたときに、呼びかけとか紹介という言葉は、ちょっと弱いような気がして、じゃあ、呼びかけたけどやらなくてもいいのかと受け取ってしまうんですけれども、ぜひ全校で、来年度中に、この見直しを行うような形でお願いをしたいと思います。

堀之内義務教育課長

総務課等ともよく相談しながら、今その動きをとっております。さらに、過日もお話ししましたが、6月20日に市町村教育委員会の防災関係の担当者会議も開きまして、その折にも、このマニュアルの見直しを早目に行うよう市町村教育委員会のほうに御協力をお願いして、今も動いているところです。

安本委員

県のほうの指導、リーダーシップをよろしくお願いします。

それから、高校教育課の高等学校のほうですけれども、こちらについては、安否確認状況や避難方法などを定めた対応マニュアルを作成するというので、平成23年度、今年度56校、86%、24年度60校、92%、そして25年度で100%にするということなんですけれども、ちょっと対応マニュアルと防災マニュアル、避難マニュアルとの違いが、わからないんですけど、この対応マニュアルというのは、いわゆる防災マニュアルなんですか。それとも別なものなんですか。

長田高校教育課長

防災マニュアル、対応マニュアル、避難関係すべて含めて、同じものがございます。

安本委員

ということは、今現在で、今年度過ぎても、65校のうち56校しか防災対応マニュアルはないということでしょうか。

長田高校教育課長

全部の目標最大値で65校と申しますのは、県立学校プラス私立学校になります。現在56校の中には県立学校全部が入っておりまして、県立学校は100%、マニュアルの作成が既に数年前に終了しております。

ただ、私立につきましては、毎年、防災担当者会議を開きまして、私立も来ていただいて、こちらから、ぜひつくっていただきたいとお願いしているところなんですけれども、今の数値は、この状況です。

安本委員

私は再来年、25年度というのは遅いと思っております。県として、県立学校にあるものたたき台があれば、こういったものということも示しながら、ぜひ今年度中にはそういうものを出して、来年度には早期にまとめてできるようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

長田高校教育課長

現在、3月11日の震災を受けまして、さらにバージョンアップというか、見直しを進めておりまして、県立学校につきましては、その見直しもほぼ完了するところまで来ております。

私立学校につきましては、私学文書課にもお願いをしまして、今後、これが25年度ではなくて、今年度中にできるように取り組んでまいりたいと思っております。

(来春卒業の高校生の就職支援について)

安本委員

よろしくをお願いします。

次に、質問をかえます。来春卒業の高校生の就職支援ということでお伺いをします。これは、本会議で塩澤副委員長のほうから質問も出ておまして、答弁があったところですけども、質問の中で、来春の高校新卒者の求職状況が7月末現在、求人倍率0.53倍ということで、平成21年度について2番目に低い水準となっています。

県内の実態、状況として、いろんな要因があると思うんですけども、もう少し詳しく、その状況がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

長田高校教育課長

高校生の求人、あるいは就職の状況でございますが、現在、最新の状況でつかんでおりますのが、8月末現在で、求人につきましては、昨年度より大体20名程度少ないかなということで、本当にわずか、昨年度より少ない数字が出ております。したがって、数字的には、昨年度並みか、ややちょっと少な目というのが8月末の状況でございます。

ただ、現在、昨日、いろんな学校にお問い合わせをした段階では、実際に就職活動を進める中で、多くの学校は昨年よりやや厳しいということですが、特に2校ほど非常に厳しい学校がございました。

それは、1校は富士吉田地区の学校で、特に女子の募集が非常に少なく、昨年度よりも女子の就職率がかなり厳しい状況にあるということでございます。

それから、もう一つは、工業高校の電気系の生徒たちが、かなり非常に厳しい状況になっているということが、きょうになって判明してまいりました。今回の震災の影響で、原子力関係、電力関係から電気系の影響が出ていることが分析の上で上がってきている状況はございます。

安本委員

富士吉田の女子、それから工業電気系ということで、あまり原因がどうだということについては、ちょっと避けたいと思えますけれども、何となく推測ができるような気がします。

それで、県の対応として、産業労働部長から答弁がありましたけれども、私は教育委員会のほうの対策についても伺っておきたいと思えます。どういう対策をとられているのか、またいかれるのか、取り組みについて、お伺いをします。

長田高校教育課長

非常に厳しい中ですが、早速10月には第2回の新卒者就職対策のための会議を開き、情報交換を進める中で、10月の中下旬に、国中と郡内2カ所に分かれまして就職の面接会等を労働局主催で開きたいと労働局は言っておりますので、ぜひ、それに向けて高校生を多く参加できるような体制を整えたいと考えています。

また、同じく10月に就職の支援員、あるいは就職の支援補助員等の情報交換会も今、予定しております。

また、私も含めて、県の職員、あるいは労働局等と一緒にになりまして、各企業を回って求人の掘り起こしをしてまいりたいとも考えております。

また、12月になりますと、新規の高卒者の合同面接会を産業労働部で主催してくれるということも計画の中にございます。

また、その後も順次、状況をしっかりと把握するための情報交換会、対策会議等を開く中で、2月には、さらに合同面接会をまた開くというようなことも今、考えておまして、各学校では就職支援員あるいは支援補助員等を中心に、これからは求人の掘り起こしという新たな対応を進めていきたいと考えています。

安本委員

本当に就職、厳しいときで、学校現場の就職担当の先生とか教育委員会の皆さんに大変御苦勞をおかけするんですけれども、ぜひ来年の春へ向けて頑張っていたきたいと思います。

その中で、産業労働部とか、国の機関とかで支援会議も行われていて、さまざまな支援策が打ち出されてくるんですけれども、私が思うのは、いつも、本人も苦しいんですけれども、まだ就職が決まらない御家族の方も悩まれている、いい方向に作用すればいいんですけれども、子どもたちが一生懸命頑張ろうと思っても、どうなっているのか聞かれるとか、どうしてそんな会社を選ぶのとかと言われると、高校生本人はもっと厳しくなって、何となく就職に向かっていけないような状況も出てきてしまうのではないかというようなこともあります。

私は父兄というか、保護者まで含めた、例えば就職のセミナーだとか、子どもと保護者と一緒に相談をしてあげるとか、そういった場を、今もあるのかもしれないけれども、ふやしていくことも大事じゃないかと思えますけれども、その点はいかがでしょう。

長田高校教育課長

今御指摘いただいたとおり、保護者の理解が必要であるということを労働局からも、かなりアドバイスいただいております。その中で学校は、すべての学校で三者懇談を開いておりまして、就職に向けて、保護者を交えて懇談をしながら、どこを目指すかというのを決めている状況でございます。

特に、その三者懇談も、保護者が来られない状況であれば、土日に開くというようなことも進めたり、あるいは実際に求人情報、求人票を見て、保護者と一緒に選ぶというような形をとっている学校もあります。保護者と本人とのずれ、あるいは学校と保護者との考え方の違い、そういうものをできるだけ合わせて、さまざまな形で、保護者の理解を得ていかなければと考えています。

安本委員

最後にしますけれども、ほかの県のいい施策はもらっていいなと思うんですけれども、保護者向けセミナーということで、これは長崎県ですけど、平成22年、年2回だったものを10回開催して、いろんな情報交換をしながら、保護者も、本人も就職に向けて取り組んでいるというのがありました。答弁結構ですけど、いろいろ考えていただいて、しっかりと就職支援が進むように、よろしく願いします。ありがとうございました。

(総合型地域スポーツクラブについて)

塩澤副委員長

先日、30日に一般質問させていただきまして、子どもの体力向上について質問させていただいたんですけれども、その中の答弁の中で、総合型地域スポーツクラブですか、この辺とも連携して子どもの体力増強をやっていきたいんだという答弁もいただきました。

総合型地域スポーツクラブについて、いろんな話を聞くんですけれども、今よりもっと多くあって、活動も活発になっている状況であればいいんですけれども、今は、若干少ないような事もあります。総合型地域スポーツクラブというのが現状どのくらい数があって、活動しているのかということをお伺いしたいと思います。

一瀬スポーツ健康課長

総合型地域スポーツクラブに関しましては、現在、18市町村に21クラブございます。このうちNPO法人が運営しているのが3クラブございまして、それ以外につきましては、市町村の教育委員会が中心となりまして、学校施設などを拠点といたしまして、体育指導員が中心となって、ボランティア活動の協力

を得ながら運営している状況です。

取り組みにつきましては人数もばらつきがございます。少ないのは30人台の会員さんしかいないところもございますし、多いところは500人というところもあります。

地域スポーツクラブというのは、だれでも、いつでも、どこでもというようなコンセプトでやっているものがございますので、そこで取り扱っている種目というのは、体操、水泳、ドッジボールもろもろございまして、3種目から、多いところでは22種目までやっているということでございます。

年間活動につきましては、これは、15万円台のところもあれば、年間2,400万円で行っているところもございまして、非常に、そういった意味で、ばらつきがある状況でございます。

以上です。

塩澤副委員長

そうしますと、教育長の答弁の中で連携するんだというようなこともあったんですけども、実際は、できないところもかなりあるかなと思います。今後どういうふうにこの辺を進めていくのかということのも、伺いたいと思いますけど、どうでしょうか。

一瀬スポーツ健康課長

スポーツクラブを安定的に運営していくためには、やはり組織自体を強化していく必要があるということで、先ほどもNPO活動の3クラブをお答えさせていただきましたけれども、そういった活動の法人化を、まずはさせていただくことが大変重要になってくるのではないかなと思っています。

法人格を取得するということは、すなわち会員数をふやしていただくことが大変重要でございます。山梨県の場合は、片や市町村体育協会が活動されていたり、あるいはスポーツ少年団の活動がありますので、そういった意味では、子どもたちが競合する面も見られるわけでございますけれども、体育協会なりスポーツ少年団の皆様方にも、こういった組織を活用できるようにということで、共存あるいはすみ分けができるようなことにつきまして、お願い、あるいは指導をしていきたいと考えております。

塩澤副委員長

体育協会という話も出たんですけども、なかなか体育協会とうまくやれないというような話も聞いています。どっちにしていけるのかというのが、はっきり定まらない部分もあると思うんですけども、その前にも、やっぱり総合型地域スポーツクラブという名前自体も、県民の多くの方が、ほとんど知らないのかなというようなことも聞いています。

私が住んでいるところも1つあるんですけども、やっぱり知らないという人のほうが多い。もし育てる気があるならば、体育協会とのすみ分けをしっかりとやってもらって、もっともっと知名度を上げてもらって、組織の義務化もされているわけですから、教育長の答弁があったように連携できるクラブとなるようにしっかりと指導していただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

一瀬スポーツ健康課長

委員御指摘のように、知名度がなかなか上がらないという現状がある中で、21クラブございますけれども、クラブ独自でホームページを立ち上げているところが7つ、8つしかございません。そういった意味で、メディアも活用して、あるいはネットを活用して知名度を上げていくということも考えていきたい。

そういったことにも手がつけられるように、スポーツクラブにつきましては、クラブマネジャーという、いわゆる中心になって活動していただける方を育成するような取り組みも進めているところでございますけれども、スポーツ関係の専

門家だけではなくて、経営あるいは情報処理、そういったこともできるようになっていただきまして、ホームページ等の立ち上げをしていただくとともに、それから、地域に密着したクラブでございますので、市町村のほうから自治会経由で各戸にパンフレット等が配付できるような体制にしていく。こんなようなことも進めていかなければいけないのかなと考えております。

またもう一つ、この総合型地域スポーツクラブの取りまとめと申しますか、推進部隊といたしまして、広域スポーツセンターというのが県体育協会の中にごございますので、こちらのほうでは県体育協会のホームページを通じまして、こういった啓発等に努めているところでございます。いずれにいたしましても、今後も、そういった部分での強化を進めていきたいと考えています。

(県立射撃場について)

永井委員

自分は射撃場のことで1点だけお伺いをさせていただきたいと思います。県立射撃場については、先ごろ知事が整備凍結を打ち出されました。私のところには、県立の射撃場がなくなったことにより、今後クレー射撃の競技力低下などにつながらないか、影響を心配する声が届いています。クレー射撃山梨県選手団は現在、開催されている山口国体でもスキート団体で優勝、同じくスキート個人でも優勝、総合でも準優勝するほどの実力です。今後は、こうした競技力低下の影響を最小限にすることが重要となってくると考えますが、県では射撃場整備凍結に当たり、現時点でどのような代替策を講じていくのか、御所見をお伺いいたします。

一瀬スポーツ健康課長

今まで韮崎射撃場があったときには年間5,000人ぐらいの利用者がございました。この中には当然、クレー射撃協会の方がいらっしゃったわけですが、整備凍結によりまして、そういった方々が県内の民間の射撃場、あるいは県外の射撃場に練習に行かれるようなことを聞いているところでございます。こういったことから、今後も、競技力の維持向上を図るためには、やはり練習量の確保が大変重要だろうということで、例えば県外に遠征する際などの費用につきまして、助成をするような方向で考えているところでございます。

永井委員

今の代替策で県外の練習等に交通費等を補助するということがあったんですけれども、そのような代替策を実施するに当たって、競技団体や狩猟団体などの現場の方の意見も聞きながら、ぜひ、より実効性のある対策にしていくべきだと考えておりますが、今後どのように進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

一瀬スポーツ健康課長

県のほうで考えるだけでは、やはり、いい代替策にはならないかと思っておりますので、競技団体の皆様方との意見交換等を踏まえながら、より実効性の高いものにしていきたいと考えていまして、明年度当初予算のほうに、できたら計上していきたいと考えています。

永井委員

やはり、射撃場を使うのは、競技者の方であり、狩猟関係者の方であると思いますので、ぜひ、そういった方たちの御意見を吸い上げて、実効性のある代替策を考えていただきたいと思っています。

さて、このようなさまざまな代替策を今、検討されているというお話ですが、代替策は、あくまでも代替策であって、これが最大限の効果をもたらすかは、実際にやってみなければわからないと思っています。県では、整備凍結や代替策の効果について、おおむね5年を目途に検証するとしております。具体的には、どのようなことを検証して、どのように生かしていくおつもりなのでしょうか。

また、検証結果によっては、この射撃場整備について再検討するようなことも

あるのでしょうか。そのあたりもお伺いいたします。

一瀬スポーツ健康課長 代替策の検討内容につきましては、クレール射撃につきましては、例えば国体、今回、本当に活躍していただいているわけでございますけれども、そういった成績が、その時点でどうなっているのかということにつきましても、1つ検討してはどうかと考えています。

また、検討の結果につきましてでございますけれども、状況によりましては、今後、新たに実施いたします代替策、これ自体の再検討、見直しも行っていくことになるのかなとは思っております。整備に関する再検討でございますが、今回の整備凍結の方針自体、知事が政治的な判断ということで出されたものであると考えております。射撃場整備の再検討があり得るのかという部分でございますけれども、今の段階で、事務方のほうから明確にそれに言及することは御勘弁させていただきます。と思っております。

知事も9月の記者会見の時に申しておりますけれども、客観的な情勢の変化、大きな変化、あるいは検証などを踏まえる中で、その時点でどう考えるかということになるのではないかと考えています。

永井委員

ありがとうございます。まず、さまざまな角度からいろいろと5年を目途に検証する。今、課長がおっしゃったと思いますけれども、その5年という長いスパンではなくて、競技力の低下というのは、5年たって、今、優勝だったものが、それが、もう予選落ちになってしまう。じゃ、5年後どうしようかということを考えるのでは遅過ぎると思いますので、そういった部分の状況も1年1年、見ていただきながら、ぜひ、実効性のある代替策を考えていただきたい。

また、知事も整備の必要性は十分認識しているということですので、こういった5年間の検証結果を十分にまた考慮していただいて、ぜひクレール射撃等の競技力低下にならないように、これからも、いろいろな部分で支援していただきたいと思っております。

以上です。

(教育者会議の設置について)

山田委員

一般質問で、北方領土の問題を質問させていただきましたが、最終的に、青少年の育成という場面に教育者会議というのがございまして、その教育者会議については、平成17年6月に、当時は総務省の外郭団体で特殊法人といたしましたが、現在の独立行政法人北方領土問題対策協会の井上理事長から教育長あてに、教育者会議の設立依頼の文書が出たと思います。それについて、まず、教育長、承知していますでしょうか。

瀧田教育長

はい、承知してございます。

山田委員

承知しているということであれば、それに対して庁内でどういう検討がなされたのか、お伺いさせていただきます。

堀之内義務教育課長

平成17年に文書は来ているんですが、実は平成16年段階から、設立に向けた動きにつきましては、県民会議の事務局である広聴広報課と話し合いをしております。教育委員会としては、当初より設置することに協力していくという動きをとっているところです。

山田委員

それは今回、私が議員になって質問したから進んだことであって、当時はほと

んど、私が承知している範囲では、何ら前向きの答えがいただけなかったのも、私もあえて今回質問させていただきませんが、これも、やはり47都道府県中37都道府県に設置がされ、なお残り10都県の中に山梨が入っているという、現状であります。その教育者会議の設置は、あまり細かいことはなく、なおかつ予算も国の税金を20万円つけるというものです。こういう状況の中で、何とか一番最後の県にならないように、私としてはお願いをしたいし、この11月30日に、その関係の全国の代表者会議がありまして、多分、議長である浅川議長が公務で行けなくて、私が行くことになると思います。そうなったときに、それなりのお答えをしていかなきゃいけないという立場があります。実際には広聴広報課が主管ですが、管轄外だと言わずに、現実には教育委員会で立ち上げていただかない限り、何事も進まないと思いますので、スケジュール等わかれば教えていただきたいと思います。

堀之内義務教育課長 委員おっしゃるように、今、全国37都道府県で教育者会議を設置しております。教育委員会としましても、広聴広報課の方針を確認しながら連携して準備を進めているところでです。

(技術系学校の育成について)

飯島委員 既に取り組んでいる事業で、その進捗状況を伺うということでもないのかもしれませんが、大事な高等教育の関係なので、簡単に質問させていただきたいと思えます。

ことしの9月18日に東京で行われましたワールド・ロボット・オリンピックという自律型ロボットによる国際的なロボットコンテストがありまして、甲府工業が全国優勝、日本一になりましたが、御存じですか。

長田高校教育課長 教育長と一緒に報告会で報告を受けましたので、承知しております。

飯島委員 甲府工業は一昨年も4位になって、そのときも日本を代表して国際大会に出ているということです。今回も国際大会が11月にあって、アブダビに行くということなんですが、これに関して、先ほどから学力低下で、山梨県は日本で43位とか、あまり芳しい話がないんですが、1位になったと。とても明るい話題でありますし、これからの人材育成という意味で、こういう技術系の学校とか、技術育成に関して、施策の中で、どう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

長田高校教育課長 今回の甲府工業につきましては、課題研究という授業を主に使いまして、放課後や土日も含めて指導をしてまいったところでございます。それについては、本課の持つております夢をはぐくむ体験活動サポート事業からも支援をしております。実際にロボットの部品を買ったりするのもお金がかかりますので、そんな形で支援をしてきたところでございますが、特に工業系ということだけに絞ってお答えしますと、地域ものづくり人材育成事業を現在、展開しております。これは、来年度までの3年間の事業で、430万円ほどの予算をとりまして、やっております。

簡単に内容を説明しますと、企業現場での実習とか、熟練技術者を学校に招いて実践的に授業をしていただくとか、指導する教員が勉強しなければなりませんので、企業で研修を受けるとか、あるいは高校生に指導する中で、高校生と企業が一緒になって研究開発をするということをしてしております。実際に、この研究開発は非常に難しい内容でして、企業の研究を高校生が一部お手伝いするというようなことも含めて、連携をしております。

以上です。

飯島委員

ありがとうございます。先ほど安本委員からもお話がありました。産業労働部との連携もあるかと思えます。知事も第二期チャレンジ山梨行動計画の中で、健康、保健、介護などの新たな需要が見込める産業分野として、具体的に医療機器とか、介護機器とか、生活支援ロボット製造産業ということもうたっておりますので、まさに、このロボットというの的是を得ているというか、しゅんであるかなと思えます。

もう御存じだと思いますが、私は、やっぱり教育というのは、本人のやる気を起こしてモチベーションを高めてあげるとというのが1つのねらいであると思えますので、ぜひ、こういう案件については、褒めて、自信を持たせて、そしてまた世界に行って自信を持って帰ってきますから、そうすると、また甲府工業の人氣が高まって人材も入ってくる。そして、先ほど答弁もあったように、企業の方と交流することによって就職の場も開けるという、いい意味での循環ができるのかなと思っておりますので、ぜひとも今後も続けて、こういった事業に引き続き取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

長田高校教育課長 私どもも、今お話しいただいた趣旨と全く趣旨は変わらず事業を進めておりますので、今後もさらにこの事業を発展させて、本県の工業高校がさらに、もっともっと充実することを考えています。そんなことで、よろしくをお願いします。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月21日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・8月29日から8月31日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 望月 勝